

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
1. グリーンイノベーション分野									
①	市街化調整区域における風力発電機付随設備に係る設置許可の柔軟化	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、風力発電機に付随する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物であれば、市街化調整区域における都市計画法に基づく開発許可は不要である旨明確化する。	平成23年度中措置	国土交通省	開発許可制度の技術的助言である「開発許可制度運用指針」(平成13年5月2日付け国総民第9号)を改正(平成23年9月28日付け)し、風力発電機の付属施設である管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、主として当該付属施設の建築を目的とした行為でないため、それ自体としては開発許可を要しない旨を明確にした。		○		
②	小水力に係る従属発電に関する許可手続の見直し	農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電設備の設置に係る水利使用許可については、河川の流量への影響が少ないことから、手続の簡素化や標準処理期間の遵守の徹底等の手続の見直しを図る。	平成23年度中措置	国土交通省	※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)において関連事項を新たに決定。				
③	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し	ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、一定の条件の下、外部の有資格者をダム水路主任技術者に選任すること(いわゆる派遣)を可能とする。	平成23年度中検討・措置	経済産業省	※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)において関連事項を新たに決定。				
④	緑化地域等における太陽光発電設備導入に係る取扱いの明確化	都市緑地法に基づく緑化地域等において、太陽光発電の導入促進を図るためにも、太陽光発電設備を設置する建築物について市町村の判断で緑化率の義務付けの適用を除外することが可能であることを周知する。	平成23年度中措置	国土交通省	「平成23年度 全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成23年7月)。		○		
⑤	都市公園における地域冷暖房施設の取扱いの明確化	既存の都市公園の地下に地域冷暖房施設を設ける場合にあつては、公園管理者(地方公共団体)と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、地上部に煙突や冷却塔を設けることが可能である旨、周知する。	平成23年度中措置	国土交通省	「平成23年度 全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成23年7月)。		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑥	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備	下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続きやルールを明確化・簡素化する。	平成23年度中措置	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 (農林水産省) 事業者の利便性に配慮し、平成23年9月に「漁港区域に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針」(平成23年9月1日付け23水港第1538号水産庁長官通知)を策定・公表した。 また、本件に関し内閣府が行うフォローアップに協力していく。 (経済産業省) 平成23年5月に、経済産業省は、国土交通省、環境省、自治体、事業者の参画の下、「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」を設置し、同8月、地区・街区レベルにおける熱の有効利用や、河川熱・下水熱・地下水熱等の未利用エネルギー熱の利用促進に関する制度整備に関する論点・検討の方向性を提言。 (国土交通省) ・平成24年3月に、標準下水道条例を改正するとともに、「民間事業者による下水放流水熱利用手続きガイドライン」を策定し、地方公共団体宛に通知した。(平成24年3月30日付国水企第109号) ・海水熱を利用した熱供給を行う際に必要となる手続きやルールを明確化するため、平成24年3月に港湾管理者に対し「港湾区域等に海水熱の利用に係る施設を設置する場合の占用等の許可基準等の明確化について」(平成24年3月30日付け国港振第55号振興課長通知)を发出了した。 (環境省) 地中熱を利用した熱供給システムに関し、導入時、運転時の留意点、地盤環境への影響防止のために必要なモニタリング方法等について、有識者からなるクールシティ推進事業「地中熱等利用型」検討会で検討して取りまとめ、「地中熱利用にあたってのガイドライン」として公表した。	○				
		河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見直しを検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	(国土交通省) 資源エネルギー庁に平成23年5月に設置された「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」における検討結果等を踏まえ「ヒートポンプを用いた河川水熱利用のための水利使用の取扱いについて」の一部改正について」(平成24年3月30日付 国水調第29号、国水流第7号)にて、河川管理者等関係者に対して通知済である。	○				
		また、これらの手続きやルールの検討に当たっては、関係省庁(国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとす。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。	平成23年度中措置	(農林水産省) 上段参照 (経済産業省) 上段参照 (国土交通省) 経済産業省が立ち上げた熱エネルギーの有効利用に関する研究会に参画し、連携を図った。 (環境省) 経済産業省が立ち上げた「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」に参画し、連携を図った。	○				

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑦	潜熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続の統一化	自治体が潜熱回収型給湯器ドレン排水の雨水管への排出を認める条例を制定する際の判断材料として、水質や公衆衛生の観点からガイドラインを策定する。	平成23年度中措置	国土交通省	・平成24年3月に、ドレン排水の取扱いの方針や考え方を地方公共団体が検討する際の参考に資するためのガイドラインとして「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」をとりまとめ通知した。(平成24年3月29日付国水企第106号)		○		
⑧	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化	事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。	平成23年度中措置	経済産業省、環境省	(経済産業省、環境省) 自治体に対して、温室効果ガス排出量等の報告に関して条例の制定又は改正を行う際には、事業者負担に配慮し、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律との整合性に留意いただくよう、経済産業省及び環境省から自治体に対し、会議や面談の場で要請文を发出した。		○		
⑨	道路への設置許可対象の範囲拡大	太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	国土交通省	太陽光発電設備について、占用許可対象物件となるよう、所要の措置を講ずることとした。		△	○引き続き取組状況をフォローする必要がある。	
		電気自動車のための充電機器の道路占用の設置事例を紹介するなど、道路区域内に設置可能対象物件であることを各道路管理者へ周知徹底を図る。	平成23年度中措置		電気自動車のための充電機器の道路占用の設置事例と併せ、道路区域内に設置可能対象物件であることを平成23年12月21日付けで各道路管理者あて周知を行った。		○		
⑩	電気自動車の急速充電器の設置に係る電力契約の規制の緩和	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、電気自動車に係る急速充電器については、設置により契約種別が低圧から高圧に変更される場合や他の事業者が設置する場合には、新たな契約に際して追加的に発生する費用の負担の在り方・安全性の確保に配慮しつつ、同一敷地内において「複数の需給契約」が対応可能となるよう必要な見直しを行う。その上で、一般電気事業者に対して早期対応を促し、あわせて、その旨を国民に広く周知する。	平成23年度中結論、結論を得次第措置	経済産業省	同一敷地内における複数契約については、保安や追加的に必要となる引き込み線の負担等一定の要件を満たす場合に認める方針を本年2月にパブリックコメントに付し、本年3月28日に電気事業施行規則の改正を行った上で、各一般電気事業者からの特別措置申請の認可を行った。		○		
⑪	需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化	需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、あわせて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により定められた「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、同一敷地内において、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(市場監視小委員会)等において明らかにし、国民に広く周知する。	平成23年度中措置	公正取引委員会、経済産業省	(公正取引委員会、経済産業省) 部分供給の取扱いを明確化するための資料については、平成24年2月にパブリックコメントに付し、同年3月31日に資源エネルギー庁HPへの掲載を行った。		○		
⑫	マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の見直し	電気主任技術者の外部委託制度について、平成21年度の制度改正後の保安確保の定着状況等に係る調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、マンション高圧一括受電サービスにおける点検の在り方について検討する。	平成23年度中調査開始、調査データを収集次第検討	経済産業省	平成23年度中に平成21年度の制度改正後の保安確保の定着状況等に係る調査を開始し、調査データを収集し、検討した。「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正し、高圧一括受電しているマンションの住居部分については、一般用電気工作物と同じ点検頻度とする方針を、第28回電力安全小委員会に諮り、了承を得たため、当該内規を改正した。(平成24年3月30日公表・施行)		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑬	家庭用電気料金メニューの拡充	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、需要家の省CO2化等を推進していく観点から、一般電気事業者に対して、料金メニューの変更が可能な旨を周知し、電気自動車やスマートメーターも含めて需要家のニーズに柔軟に対応する観点から、新たな料金メニューの検討を促す。あわせて、その旨を国民に広く周知する。	平成23年度中措置	経済産業省	スマートメーターやこれを活用にした柔軟な電気料金については、「エネルギー需給安定行動計画」(平成23年11月エネルギー・環境会議)において、スマートメーターも活用した柔軟な料金メニューの拡充や契約電力の引下げ等の取組を維持・拡大する方針が示され、また、電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議において、「各電力会社が、季節別料金の供給約款メニュー化や選択約款における時間帯別料金の多様化、三段階料金の見直し等について検討を進めていくことが適当」と提言された報告書がパブリックコメントに付された上で平成24年3月15日に取りまとめられた。		○		
⑭	低圧託送料金制度の創設	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、特定規模電気事業者又は特定電気事業者による再生可能エネルギーの導入円滑化の観点から、低圧も含めた託送について検討し、結論を得た上で速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第再生可能エネルギーの買取制度の導入と併せて措置	経済産業省	※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)において関連事項を新たに決定。				
⑮	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可	省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議の上、道路占用許可が円滑に取得できるよう検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組むこととする。	平成23年度中検討・結論・措置	経済産業省、国土交通省	(経済産業省) 円滑な道路占用許可を受けられるための方策として、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、事業者がパイプラインの設置計画等を関係道路管理者へ説明するための説明会を必要に応じて開催できるよう円滑化する措置を講じた。 (国土交通省) 円滑に道路占用許可が受けられるための方策として、事業者の行うパイプライン設置計画等の説明会に国土交通省と経済産業省が協力することとし、国土交通省においては、当該事務の取扱いを平成24年3月23日付けで各道路管理者あて周知を行った。		○		
⑯	行政によるガス工事・通信工事跡の受託復旧費用の抑制	道路管理者が自ら道路の占用に関する工事(ガス工事・通信工事跡等)を行う際には、その費用負担について工事の落札状況に応じた適正な額となるよう留意する旨を平成20年3月に各道路管理者へ周知しているところ、当該通知以降、取扱いが適正に行われているかについて各道路管理者への調査を実施し、実態把握を行う。その上で、不適切な取扱いがなされている場合には速やかに改善策を講じる。	平成23年度中措置	国土交通省	平成20年3月の通知以降に道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行った場合の費用負担について調査したところ、事後精算を行っていない事例が散見されたため、当該通知の趣旨の理解を促すため、平成23年7月27日付けで、各道路管理者あて再度周知を行った。		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑰	ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却費算定方法の緩和	ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が供給区域外で行うガス導管事業について、運用の実態を踏まえた上で、ガス導管事業者と同様に託送料金の算定に財務会計上採用している減価償却とは別の託送料金算定方法(30年の適用等)を適用することが可能かどうか検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。	平成23年度中 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省	ガス事業者のうち区域外導管を所有している者に対して、運用実態を確認し、区域外導管に関する減価償却費の償却年数について検討を行った。その結果、通常の託送供給料金算定と同様に、法人税法の定めによる減価償却年数(13年)とした場合には、供用開始後の数年間の託送料金が高額になると見込まれること、また、当該措置を行うことにより当該事業者の投資回収期間が長期化しても規制需要家への悪影響が回避できることについて、客観的・合理的に説明可能であれば、財務会計上用いている耐用年数とは異なる期間を採用して算定することは可能であるとの結論に至った。 しかしながら、区域外導管を所有する全てのガス事業者が本措置を望んでいるものではないことから、要望したガス事業者に対し、省令改正による対応ではなくガス事業法第22条第3項ただし書きによる特例承認により対応する旨の考え方を示したところ、当省の考え方に納得している。		○		
⑱	準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外	下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生するバイオガスについて、建築基準法施行令の適用除外・技術的指針の明示等により、立地を容易にする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。	平成23年度中 検討・結論・措 置	国土交通省	準工業地域における下水処理場のバイオガス製造工場について、建築基準法第48条ただし書き許可にかかる技術的助言を特定行政庁あてに発出した。(可燃性ガスの製造工場に該当する下水処理場のバイオガス製造に対する建築基準法第48条ただし書き許可の運用について(技術的助言)(平成24年3月30日住宅局市街地建築課長通知))		○		
⑲	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化	○河川 ＜河川縦断時の埋設許可要件・河川区域内での防護装置＞ 河川近傍における占用施設の安全性確保の観点も踏まえ、河川の一部を縦断する占用に対して、どのような社会的な要請があるかを明らかにして、河川の規模や状況等に応じた、治水上問題とならない縦断占用の要件等を明確化する方向で検討し、結論を得る。	平成22年度検 討開始、平成 23年度中結論	国土交通省	河川の一部を縦断する占用に対する社会的な要請について(社)日本ガス協会へのヒアリング等を踏まえ、工作物設置許可基準の管類等の運用を整理し設置がやむを得ないもので治水上支障の無いものであれば、縦断占用を許可することに留意するよう各地方整備局河川部長等、各都道府県河川主管部長、関係指定都市河川主管部長に対し、「管類等の設置許可の運用について」(平成24年3月21日付国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室長事務連絡)にて通知した。		○		
		また、河川区域内での防護装置についても、二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて技術的な調査を実施する。	平成22年度検 討開始、平成 23年度中結論		二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて、(社)日本ガス協会へのヒアリング等の技術的な調査を実施済みである。		○		
		○道路 ＜港湾施設としての道路＞ 社会インフラの整備に係る港湾施設としての道路の占用許可要件について、国土交通省は、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係港湾管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。	平成22年度検 討開始、平成 23年度中結 論・措置		「港湾法第37条第1項の占用許可等に係る事務処理について」(平成23年5月6日付 国港総第67号)にて、港湾管理者に対して当該事務の取扱いを通知済である。		○		
＜高速道路の占用許可要件＞ 高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であり、許可基準(手続・技術的基準)も一般道路等と同様の取扱いとなることについて関係道路管理者に対して、周知する。	平成23年度中 措置		高速道路におけるガスパイプラインの取扱いは一般道路等と同様の取扱いとなることについて、平成23年12月21日付けで関係道路管理者に対して周知を行った。		○				

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期							
		○公共用地等 ＜公共用地等における占用許可要件＞ 社会インフラの整備に係る都市公園の占用許可要件等について、手続の円滑化を図る観点から、公益的事業に係る施設による都市公園の公益性等を考慮した占用許可の考え方を公園管理者(地方公共団体)に周知する。	平成23年度中措置		「平成23年度 全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成23年7月)。		○	○ガバナ(ガス整圧器)が明記されていないため、ガスパイプラインと同じ扱いがされない。	・ガバナ(ガス整圧器)についても、ガスパイプラインと同様に占用許可の対象であることをできる限り早期に明確化する。	
⑳	廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条の適用除外	焼却や埋立を伴わないリサイクル施設の活動実態、周辺環境への影響について調査を行い、その結果を踏まえ、立地について都市計画が関与する必要がなく、通常の工場と同等のものであるものについては、工場設置と同等の規制とする方向で検討し、結論を得た上で速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論・措置	国土交通省	廃棄物処理施設を調査等した結果、都市計画が関与する必要がない施設の基準を定めることは困難であったが、許可の手続きに長時間を要していることを踏まえ、都市計画部局と連携し手続きの円滑化等を図るための技術的助言を特定行政庁、都道府県等の都市計画部局あてに発出した。(建築基準法第51条ただし書き許可に係る運用について(技術的助言)(平成24年3月30日住宅局市街地建築課長通知)(建築基準法第51条ただし書き許可に係る特定行政庁との連携について(平成24年3月30日都市局都市計画課長通知))		○			
2. ライフインベーション分野										
①	医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し	国民皆保険制度を守ることを前提として、以下を行う。 ① 医療法人と他の法人の役職員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図る。	平成23年度措置	厚生労働省	「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日付 厚生省健康政策局総務課長・指導課長通知)を改正(平成24年3月30日付)し、医療法人と他の法人の役職員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図った。		○			
		② 医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性について検討する。	平成23年度検討、結論		平成24年3月に社会保障審議会医療部会において議論し、医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性については、「医療機関債発行のガイドラインについて」(平成16年10月25日付 厚生労働省医政局通知)を改正し、医療機関債の購入により、剰余金配当禁止の趣旨に反することなく、医療法人が他の医療法人に融資を行うことを認める一定の条件を定めることとする結論を得た。		△	○通知改正までフォローする必要がある。		
		③ 法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について検討する。	平成23年度検討、結論		平成24年3月に社会保障審議会医療部会において議論し、医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化に関する通知を発出することとする結論を得た。		△	○通知発出までフォローする必要がある。		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
②	医師不足解消のための教育規制改革	基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、中長期的な医師養成の計画を策定する。	平成23年度措置	文部科学省、厚生労働省	(文部科学省・厚生労働省) 基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、とりまとめた論点整理について、国民の意見募集を実施。医療提供体制の見直しの議論等の社会保障改革の動向を踏まえて検討を進めていく必要がある。	(文部科学省・厚生労働省) 基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、とりまとめた論点整理について、国民の意見募集を実施。医療提供体制の見直しの議論等の社会保障改革の動向を踏まえて検討を進めていく必要がある。	△	○「平成23年度措置」とされているが、まだ計画が策定されていない。	・基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討した結果を基に、中長期的な医師養成の計画をできる限り早期に策定する。
③	医療行為の無過失補償制度の導入	誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担をするため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度の課題等を整理し、検討を開始する。	平成23年度検討開始	厚生労働省、法務省	(厚生労働省) 平成23年8月に「医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会」を立ち上げ、検討を開始した。 (法務省) 厚生労働省において行われている上記検討会に参加している。		△	○結論を得る時期が決まっていない。	・誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担をするため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度の課題等を整理し、医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会での議論も踏まえ、無過失補償制度の導入に向けてできる限り早期に結論を得る。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
		また、同制度により補償を受けた際の免責制度の課題等を整理し、検討を開始する。	平成23年度検討開始		(厚生労働省) 同上 (法務省) 同上		△	同上	・また、同制度により補償を受けた際の免責制度の課題等を整理し、医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会での議論も踏まえ、免責制度の導入に向けてできる限り早期に結論を得る。
④	希少疾病用医療機器の市場導入促進に向けた制度の整備	希少疾病用医療機器については、患者のベネフィットとリスクのバランスを勘案し、申請から承認までの期間のうち行政側として審査に要する期間を1年以内とすべく、国内外の安全性データと有効性データ(非臨床、臨床、文献)を基に承認審査を行うことについて検討する。	平成23年度検討、平成24年度措置	厚生労働省	平成23年度に、希少疾病用医療機器について、国内外の情報を収集するとともに、安全性データと有効性データ(非臨床、臨床、文献)を基に、患者のベネフィットとリスクのバランスを考慮し、承認審査を行えるかどうかについて、検討を行った。平成24年度には、この結果を踏まえ、希少疾病用医療機器の審査の在り方等について、検討の上、必要な措置を実施する予定。		△	○措置がなされるまで引き続きフォローする必要がある。	
⑤	医療機器の改良改善に係る一部変更承認申請不要範囲の拡大	医療機器における改良改善については、承認書の記載が求められる事項について、一部変更承認を不要とし、軽微変更届の提出にて手続が完結する、若しくは届出が不要となる範囲の更なる明確化を検討することにより、実質的な範囲の拡大を図る。あわせて、軽微変更届による変更の適正な実行を担保するとともに、類似品目で共通の変更がある場合の合理的な運用について検討する。	平成23年度検討、結論	厚生労働省	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。				
⑥	医療機器における品目ごとのQMS調査制度の見直し	企業側及び調査側双方の負担を軽減するため、医療機器における品目ごとのQMS調査の中で、調査手法や提出資料の見直し及び、PMDA、都道府県、登録認証機関といった複数の調査機関の調査結果の相互活用など調査の改善を図る。	平成23年度措置	厚生労働省	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。				
⑦	医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価の実施	診療報酬点数や保険医療材料の償還価格については、平成24年度の診療報酬改定においても、関係学会の要望や、業界との対話、価格調査等を踏まえ、引き続き細分化や機能区分の適正化について検討を行う。	平成23年度検討、結論	厚生労働省	保険医療材料の償還価格の在り方について、平成23年9月28日の中央社会保険医療協議会保険医療材料専門部会において、医薬品の償還価格については、平成23年8月24日の中央社会保険医療協議会薬価専門部会において関係業界との意見交換を行った。 【医薬品】 ・平成24年度薬価制度改革において、革新的な新薬の創出や適応外薬の開発等の促進を目的に、特許期間中の新薬のうち一定要件を満たすものに加算を行う「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」の試行を継続することを決定した。 【医療機器】 ・平成24年度診療報酬改定においても、保険財政の重点的・効率的な配分を行うため、革新的な新規の医療材料については、イノベーションの評価を行うなど、引き続き適切な評価を行うこととした。具体的には、我が国における新規医療材料の開発や実用化に対するインセンティブを高めるため、補正加算の要件等について、新たな医療材料を開発する視点を考慮し、見直すこととした。また、我が国における医療材料の上市までの期間が欧米と比べ長いこと等の課題が指摘されていることを踏まえ、その改善を推進する観点から、有用性が高い新規医療材料について、一定の条件を満たす場合に、新規機能区分に追加してその有用性を評価する枠組みを試行的に導入した。		△	○本件について厚生労働省は「○」を主張。 ○措置の内容が試行実施との位置付けであり、引き続きフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑧	施設・入所サービスの再編	介護保険施設等の施設・入居系サービスと住宅系サービスの在り方について、介護保険施設等の機能の現状と、「ケア付き住宅」の最近の動向を踏まえ、諸外国の例も含めて調査研究する。	平成23年度中 検討開始	厚生労働省、国土交通省	(厚生労働省) 平成23年度老人保健健康増進等事業により、中重度者向けの施設・入居系サービスと軽度者向けの住宅系サービスにおける機能分担の実態を分析し、今後の介護施設等における医療提供の在り方についての議論の方向性や、所得階層からみた介護施設等の位置付けについて、調査研究を実施した(一般社団法人 日本医療福祉建築協会「施設・入居系サービスと住宅系サービスの機能分担に関する研究」)。		△	○本件について厚生労働省は「○」を主張。 ○施設・入居系サービスの今後の再編検討に向け、「施設・入居系サービスと住宅系サービスの機能分担に関する研究報告書」の不足部分(閣議決定にある「諸外国の例」など)を補う必要がある。	・施設・入居系サービスの再編検討に活用できる研究が行われていないか確認し、必要な調査・研究が行われていない部分があれば、できる限り早期に改めて調査を行う。
		高齢者専用住宅等については、保証されるサービスが不明確になっているので、「ケア付き住宅」を、常時ケアが提供される体制のもの、あるいは、24時間常駐・見守りのある体制のもの、そうでないものについて整理する。	平成23年度中 措置						
⑨	居宅サービス事業所における統合サービスの運営	居宅サービス事業所を統合運営できるように人員基準を緩和し、基幹の施設サービスや居宅介護サービスに附帯して、単体では人員基準を満たさない場合でも、介護保険サービスとして提供可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成23年度中 検討・結論	厚生労働省	平成23年通常国会において成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(法律第72号)」により、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを創設した。人員配置基準や報酬については、平成24年度介護報酬改定において設定した。(平成24年4月1日施行)		○		
		小規模多機能型居宅介護の地域密着型4施設併設で認められている職員の行き来(兼務)や、施設・設備の兼用などを、適正な範囲でその他のサービスに拡大することについて検討し、結論を得る。	平成23年度中 検討・結論						

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑩	特別養護老人ホームの医療体制の改善	特別養護老人ホーム等の医務室は医療法上の診療所であり、その構造等が全ての被保険者に対して開放されている等必要な要件を満たす場合には、保険医療機関として指定を行うことが可能であるとの解釈の周知徹底を図る。	平成23年度中措置	厚生労働省	特別養護老人ホーム等の医務室についても、必要な要件を満たす場合は保険医療機関として指定を行うことが可能であるとの解釈の周知の方法について検討し、平成24年3月26日付け「特別養護老人ホーム等の医務室に係る保険医療機関の指定の取扱いについて」を発出。		○		
⑪	介護保険の指定を受けた事業所の活用	設備資源をいかすため、「デイサービス」の終了後に学童児童の延長学童として利用するなど、適切な目的で介護保険サービス指定事業所を活用することは可能であることを周知徹底する。	平成23年度中措置	厚生労働省	平成24年2月23日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、左記内容を含むデイサービスを活用した取り組みについて周知を行った。		○		
⑫	給付限度額を超えて利用する場合の利用者負担の見直し	通常の月とは異なる緊急時サービス、あるいは、事業所特定加算等一定の加算の取扱いなど限度額については、利用者間の公平や財源を配慮しつつ、社会保障審議会介護給付費分科会における次期介護報酬改定の検討過程で検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	平成24年度介護報酬改定において、訪問看護等の特別管理加算及び緊急時訪問看護加算を区分給限度基準額の算定対象から除外した。		○		
⑬	「介護サービス情報の公表」制度の見直し	介護サービス情報公表制度を見直し、調査の義務付けを廃止するなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる新しい情報公表の仕組みを構築する。	平成23年度中措置	厚生労働省	必要と認めるときに調査を行うことができるなどの旨を盛り込んだ「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年通常国会において可決成立し、平成24年4月1日に施行された。		○		
⑭	訪問介護など居宅サービスにおける運営基準等の解釈の標準化	各サービスにおける法解釈に係る判断基準の明確化を図り、標準化に取り組む。	平成23年度中措置	厚生労働省	運営基準等の解釈の標準化のため、自治体の指導監督担当職員の研修(平成23年度は10月)を実施した。また、平成24年度介護報酬改定を受けて、解釈通知の改正を行った。		○		
⑮	障害者自立支援法の移動支援事業(地域生活支援事業)を居宅介護事業者が行う際の人員要件の見直し	移動支援の在り方に関する議論を踏まえつつ、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護等のサービス提供時間内に移動支援事業に従事することを可能とする方向で検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	平成24年度報酬改定に合わせ、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の一部改正(平成24年3月30日障発第0330第5号)を行い、居宅介護事業者等のサービス提供責任者の移動支援事業の兼務を可能とした。		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
16	障害者の雇用・就労促進のための多様な働き方の支援策の強化	雇用・就労を促進するため、多様な働き方を支援する環境整備を行うための方策について検討し、結論を得る。	平成23年度中 検討、平成24 年度中を目途 に結論	内閣府、 厚生労働 省	(内閣府) 平成23年8月に障害者基本法を改正し、それに基づく障害者基本計画を平成24年中目途で策定予定。その計画中に、労働及び雇用の分野における施策の基本的方向を記述するとともに、当該基本計画に基づき、障害者政策委員会が施策の実施状況を監視していく予定。 (厚生労働省) ・障害者の雇用促進を図るため、企業に対する雇用率達成指導を実施するとともに、障害者に対して障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うため、ハローワークを中心に「チーム支援」の実施や、「障害者就業・生活支援センター」の拡充などに取り組んでいる。 また、在宅就業する障害者を支援するため、平成23年度は、事業主及び地方自治体に対するリーフレット配布等により在宅就業支援制度の周知・啓発に取り組んでいるほか、平成24年度は、在宅就業障害者に対する受注拡大等に資する取組や職業講習等を積極的に実施する団体等の活動を支援するため、その費用に対する助成を行うこととしている。 ・障害者の職業能力開発の促進を図るため、個々の障害者の特性にきめ細やかに対応しつつ、障害者職業能力開発施設で職業訓練を実施するほか、事業主等を活用した障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施している。	・障害者の職業能力開発に関する有識者及び関係機関の代表者等の参集を求め、障害者の職業能力開発の一層の効果的な推進について検討を開始した。	○		
17	安心こども基金の補助対象範囲の拡大等	各自治体における待機児童解消に向けた取組が更に進むよう、安心こども基金の助成対象、事業内容、補助基準等の在り方について、保育サービスの質の確保に留意しつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中 検討・結論	厚生労働 省	平成22年11月にとりまとめた「待機児童解消「先取り」プロジェクト」に基づき、安心こども基金においても、保育所緊急整備等の補助率の嵩上げ要件の緩和や土地借料補助等の事業についても新たに実施することとした。 また、平成23年度予算において必要な予算を確保し、子育て支援交付金において児童福祉施設最低基準を満たした認可外保育施設の運営費補助など新たな取組を行った。 これらの事業を着実に実施することにより、待機児童の解消を図るための「子ども・子育てビジョン」の目標の達成に努める。		○		
18	放課後児童クラブの開所時間の延長	放課後児童クラブの開所時間の延長等、地域の実情や保護者の就労状況に即した放課後児童クラブの促進について、平成23年度より実施する。	平成23年度措 置	厚生労働 省	地域の実情や保護者の就労状況に即した開所時間の延長を促進するため、平成23年度予算において、開所時間の延長にかかる国庫補助の充実を図った。平成24年度予算案においても、引き続き計上。 →18時を超えて開設する放課後児童クラブの割合が増加【51.9%(平成22年)→55.4%(平成23年)】		○		
19	駅中保育施設整備に係る規制緩和	既存の駅舎に保育所などの子育て施設を増築する工事の円滑化に向け、構造耐力規定を柔軟に見直すことを検討し、結論を得る。	平成22年度検 討開始、でき るだけ早期に 結論	国土交通 省	既存不適格建築物の増築等の円滑化に向けた構造関係規定の合理化等について、平成23年5月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示(※)を施行し、構造耐力上の安全が確かめられれば鉄筋コンクリート造等の柱の小径基準等の仕様規定を適用しないこととしたところ。 ※ 鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第432号)、鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第433号)		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期							
3. 農林・地域活性化分野										
①	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止について、解除に向け検討し結論を得る。	平成23年度中 検討・結論	厚生労働省	レンネットに関する海外の規制や製造方法、流通実態等を調査した上で、平成23年12月9日に輸入禁止の解除の方針について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会で専門家から意見を聴き、EU内での規制の状況等について追加調査が必要との指摘を受けたので、今後速やかに調査を行った上で、再度検討を行う。		△	○平成23年度中に結論まで至らなかった。追加調査を実施した上で、早期に検討・結論を得る必要がある。	・EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除に向け、追加調査を行い、その結果を検討してできる限り早期に結論を得る。	
②	稼働中の産業遺産の世界遺産への登録	稼働中の産業遺産の世界遺産登録に関して、関係府省会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、関係府省は、現行の文化財保護法に基づく保全方策以外の方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得る。	平成22年度中に検討を開始し、平成23年度中できる限り早期に結論	内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省	(内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省) 平成23年3月7日、内閣官房に「産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁連絡会議」を設置し、関係省庁の連携のもとに、稼働中の産業遺産の保護管理の在り方等について検討を開始。9月15日に同連絡会議幹事会を開催し、九州・山口の地元地方公共団体等からのヒアリングを行った。また11月に内閣官房では関連する国際会議(ICOMOS総会)が開催されたパリの職員を派遣し、産業遺産に詳しい外国人専門家から保護管理の在り方等について意見聴取を行った。今後、関係省庁や関係自治体との協議を踏まえつつ、平成23年度中の結論を目指す。	(内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省) 稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取り扱い等について、第3回産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁連絡会議(平成24年3月23日)において取りまとめを行った。同会議で取りまとめられた内容に関し、5月下旬に閣議決定を行う予定としている。	○			
③	かやぶき屋根等木造建築物に関する建築基準法の緩和	日本の伝統構法を用いたかやぶき屋根等木造建築物の文化的価値を継承し、地域活性化を図る観点から、建築基準法第22条に基づき特定行政庁が指定する区域内の建築物の屋根の構造及び区域の指定の在り方等について検討し結論を得た上で、地方公共団体に技術的助言(ガイドライン)を发出する。	平成23年度検討・結論・措置	国土交通省	平成24年3月30日に「建築基準法第二十二條の規定による区域の指定等について」(平成24年3月30日国住指第4118号)を发出し、法第22條の規定による区域の指定の解除については、当該区域及び周囲の建築物の状況等地域の实情に応じて防火上支障がないと判断される場合は、同条第2項の規定の準用等により区域の指定の解除が可能である旨、特定行政庁に対して周知したところ。		○			

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
④	河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等	地域の魅力をいかした観光振興の観点から、河川景観の形成・保全と治水上必要な諸基準との関係を定めた国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月)及び「中小河川に関する河道計画の技術基準」(平成22年8月)に沿って良好な河川景観の整備が進むよう、これらの周知徹底を図るとともに、河川空間の景観や利用快適度を評価し、護岸、人道橋等の施設の整備・管理にフィードバックする仕組みを検討する。	平成23年度検討開始	国土交通省、農林水産省	(国土交通省) 河川環境課長会議(平成23年8月1日開催)等において、国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月)及び「中小河川に関する河道計画の技術基準」(平成22年8月)の周知徹底を図った。河川空間の景観や利用快適度を評価する手法を検討し、全国約30地区において試行した。	昨年度中に河川空間の景観や利用快適度の評価手法について検討し、試行しており、評価を積み重ねた上で、評価結果を施設の整備・管理にフィードバックできるような検討を進める。	△	○検討期限の明示なし。	・地域の魅力をいかした観光振興の観点から、河川景観の形成・保全と治水上必要な諸基準との関係を定めた国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月)及び「中小河川に関する河道計画の技術基準」(平成22年8月)に沿って良好な河川景観の整備が進むよう、できる限り早期にこれらの周知徹底を図るとともに、河川空間の景観や利用快適度を評価し、護岸、人道橋等の施設の整備・管理にフィードバックする仕組みをできる限り早期に構築する。
			また海岸景観に関しても、「海岸景観形成ガイドライン」に基づく取組が適切に行われるよう、併せて周知徹底を図る。	平成23年度措置	(農林水産省、国土交通省) 当該ガイドラインについて、海岸部局のHPに掲載を行い、一層の周知・徹底を図った(平成23年11月掲載)。	(農林水産省、国土交通省) HP掲載の他、今後とも海岸担当者会議等において「海岸景観形成ガイドライン」に基づく取組が適切に行われるよう、さらなる周知に努めることとしている。	○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑤	着地型観光に即した各種業規制の見直しー旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等ー	着地型観光の高まる中、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行業者の適用除外や第4種として新たなカテゴリーを創設するなど、消費者保護の観点も踏まえつつ、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	H23年度において、消費者保護の観点も踏まえつつ、地域のリソースを使いやすくする方策について検討したことから、現在その見直しに向け関係者と調整を進めているところ。		△	○検討期限の明示なし。	・着地型観光の高まる中、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行業者の適用除外や第4種として新たなカテゴリーを創設するなど、消費者保護の観点も踏まえつつ、地域のリソースを使いやすくする方策をできる限り早期に構築する。
⑥	酒類の卸売業免許の要件緩和	酒税の保全上問題を生じさせないことを前提として、地域資源(農産物等)を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒類やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の弾力的な運用を行うことを検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省	酒類卸売業免許に係る年間販売基準数量については、酒類業界の現状を踏まえた上で、酒税の保全に与える影響等について、検討を行った結果、引き下げ又は廃止することとした。本件については、現在、通達を平成24年6月末までに改正することを念頭に作業を進めている(同年9月1日から適用開始予定)。		○		
		酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえた上で、需給調整要件を緩和(免許枠の拡大、新たな免許区分の設定等)し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的な運用を講じることを検討し、結論を得る。また、申請手続に関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図ることを検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論		酒類卸売業免許に係る需給調整要件については、事業者や団体からのヒアリング等により把握した新規参入に関するニーズや酒税の保全に与える影響等を踏まえて、検討を行った結果、免許枠の拡大や新たな免許区分の設定をすることとした。また、申請手続に関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図ることとした。本件については、現在、通達を平成24年6月末までに改正することを念頭に作業を進めている(同年9月1日から適用開始予定)。				

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑦	道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化	歩道・車道空間を活用した地域の各種イベントを開催する場合、道路使用及び占有許可が取得しやすくなるよう、既に発出済みの道路使用許可及び占用許可の取扱いに係る通知等や道路占用許可に係る申請書の様式の統一化について、改めて周知徹底を行うとともに、申請手続の簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省、警察庁	(国土交通省) 地域の各種イベントを開催する場合の道路占用許可が円滑に行われるよう、申請手続の簡素化及び一層の弾力的運用について平成23年12月28日付けで各道路管理者に対して周知を行った。 (警察庁) 道路において各種イベント等を実施する際の道路使用許可の手続について、「イベント等に伴う道路使用許可の適正な取扱いについて」(平成23年4月28日付け警察庁丁規発第75号)を発出し、これまで発出した通達等の周知を図るとともに、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」(平成23年7月4日付け警察庁丁規発第102号)を発出し、申請手続の簡素化及び一層の弾力化を図るための措置を講じた。		○		
⑧	アーケードに添架する装飾等の運用の緩和	各種イベントの装飾等をアーケードに適切に添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許可の範囲について検討し、技術的助言(ガイドライン)を発出する。	平成23年度検討・結論・措置	国土交通省、総務省、警察庁	(国土交通省) イベントの際に一時的にアーケードに添架を行う装飾等について、新たな許可が不要である旨、技術的助言を特定行政庁あてに発出した。(アーケードに添架する装飾等について建築基準法第44条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)(平成24年3月30日住宅局市街地建築課長通知)) (総務省) 国土交通省住宅局から発出された「アーケードに添加する装飾等について建築基準法第44条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」を消防庁から各消防本部に平成24年3月30日に通知し、周知を図った。 (警察庁) イベント等に伴うアーケードへの装飾については、道路使用許可が必要となる場合があるが、道路使用許可の手続について、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」(平成23年7月4日付け警察庁丁規発第102号)を発出し、申請手続の簡素化及び一層の弾力化を図るための措置を講じた。		○		
⑨	商店街振興組合の活性化	商店街においては、近年、経営者の高齢化、後継者難等により店舗を第三者に賃貸し商店街振興に携わる事例が増えていることから、このような不動産賃貸を行う事業者も定款で組合員資格を付与すれば組合活動に参加できることを周知する。	平成23年度措置	経済産業省	○平成23年3月、不動産賃貸を行う事業者も商店街振興組合の活動に参加したいと要望している商店街振興組合を訪問し、定款で組合員資格を付与すれば組合活動に参加できる旨を説明した。 ○全国商店街振興組合連合会が毎年度、全国47の都道府県商店街振興組合連合会に対して、全国商店街振興組合連合会主催で説明会(平成23年度は7月26日～27日に開催)を開催。平成23年4月8日付けで閣議決定された商店街振興組合法に係る規制・制度改革の内容を説明するとともに、不動産賃貸を行う事業者も定款で組合員資格を付与すれば組合活動に参加できる旨を周知した。	商店街振興組合の数は全国商店街振興組合連合会の調査では2,354組合あるため(平成22年3月31日現在)、今後も引き続き説明会やホームページ、広報誌等で周知を行っていくこととする。	○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑩	中心市街地活性化基本計画における計画期間の緩和	中心市街地活性化基本計画に関する都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、事業が長期にわたるものが多い実態に鑑み、当初から5年を超える期間にて策定されている場合、当初計画と再認定計画の間に隙間が生じないよう、円滑に再認定を行うことについて、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	内閣府	平成23年7月22日に中心市街地活性化基本計画の認定自治体に対し、「認定中心市街地活性化基本計画の期間終了後の取り扱いについて」を送付し、当初計画と連続して新たな計画の認定を受ける場合の留意点について周知した。	中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルを改正し、当初計画と連続して新たな計画の認定を受ける場合の留意点について追記した。	○		
⑪	大規模集客施設の郊外立地抑制について	平成18年の「まちづくり3法」の改正等が大規模集客施設の立地に与えた影響や、自治体による農地転用許可が大規模集客施設の立地に与えた影響など、大規模集客施設の立地動向に係る全国的な実態調査を行い、調査結果を公表する。	平成23年度措置	国土交通省	大規模集客施設の立地動向に係る全国的な実態調査を行い、調査結果を公表した。(平成24年3月)		○		
⑫	観光目的の船舶(20t以上)の検査及び設備の設置要件の緩和	20t以上の遊覧船や屋形舟において、航行区域が平水区域に限定される場合には、船舶の安全性への影響を考慮しつつ、検査及び設備の設置要件の緩和について、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	(独)海上技術安全研究所の協力を得て検討を行った結果、対象旅客船の製造後11年未満の内燃機関は、適切な保守整備が行われている場合には中間検査の際に解放しなくて良いよう、平成24年3月6日付け「船舶検査の方法の一部改正について」により地方運輸局及び関係団体に通知した。		○		
⑬	旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大	平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内における航路変更柔軟に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れるなど、弾力的運用の在り方について、検討する。	平成23年度検討開始	国土交通省	ゾーン管理の仕組みの導入に向けて、許可に当たっての安全審査を行う現場部署との間で、ゾーン管理の仕組みを導入した場合の具体的な審査方法等につき、検討中。	湾内、港内等の一定の限られた水域における安全航行の担保のため、安全審査に当たっての航路障害物、輻輳海域の航行、岸壁の使用調整等について、具体的な担保方等を検討の必要あり。遊覧船事業者等関係者との調整が必要。	△	○検討期限の明示なし。	・平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内における航路変更柔軟に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れるなど、弾力的運用の在り方についてできる限り早期に結論を得る。
⑭	コミュニティを支える中小企業の資金調達多様化	地域住民の有する貯蓄を域内で直接的に活用し、商店街等を中心とする地域コミュニティを支える中小企業の資金調達の多様化を図ることに資するよう株式会社等として社債を発行する場合の金融商品取引法上の位置付けについて明確化を図り、周知する。	平成23年度措置	金融庁	企業が社債を発行する場合の金融商品取引法上の位置づけを明確化するため、「社債等が発行する場合の金融商品取引法の開示規制について」を、平成24年3月30日に金融庁ウェブサイトに掲載した。		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑮	大気汚染及び水質汚濁の原因となり得る特定工場の立地段階に必要となる手続の迅速化	グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60日の審査期間を短縮する措置を実施するよう地方公共団体に周知するとともに、事業者との相談体制の整備や都道府県での審査事例の収集・展開など、地方公共団体が迅速な対応を行えるよう必要な方を講じる。	平成23年度措置	環境省	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法で定められた施設の設置・構造変更等に係る届出の審査に当たって地方公共団体から照会が多い事例や、地方公共団体における審査期間短縮に資する取組等の収集・整理を行った。とりまとめた事例集等を地方公共団体へ情報提供すると共に、これを参考として審査期間の短縮を図るよう通知(大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の届出対象施設の設置等に係る届出事務処理短縮への取組について(平成24年3月30日環境省水・大気環境局総務課長、大気環境課長、水環境課長通知))により周知を行った。なお、この通知は環境省ウェブサイトで公表している。 http://www.env.go.jp/hourei/add/d022.pdf		○		
⑯	工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定の在り方	国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積算入範囲の拡大、緑化のための植栽規定の見直し、地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策等、緑地面積率規定の在り方について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	経済産業省	平成23年1～4月に工場立地法検討小委員会を開催し、その結果を受け、工場立地法施行規則(省令)の改正により、植栽規定の面積や木の本数の要件を撤廃、小規模な緑化を推進している事例を適正に評価できる仕組みの導入などを行った。また、地域準則を積極的に活用させる方策として、地域準則等を定める際の自由度の拡大(緑地面積率の下限を5%拡大等)や新たな区域区分を追加し、自治体が実際の土地利用のあり方に応じた地域準則の割合を決定できるよう告示の改正により措置した。さらに、緑地として認められる屋上緑地等の重複緑地の算入率を、自治体の判断で緑地面積の25%から50%の間で設定できるよう告示の改正により措置した。 (平成23年9月30日改正)		○		
⑰	地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し	近隣の事業所間を埋設配管以外の配管で接続する場合、万一の事故時に延焼防止を図るとともに安全かつ適切な消防活動ができるように空地を設けて設置する必要があるが、配管経路や配管の構造によっては、省エネ効果の低減等、課題が生じる場合もあると考えられる。事業所間を接続する配管のうち、当該事業所内の部分については、事業所ごとの実態に合わせて、万一の事故時に延焼防止に有効でありかつ消防活動が安全かつ適切に実施できる措置がとられていることについて事業所が検証し市町村長等が適切であると確認した場合には、必要な空地を減ずることができる(空地を不要とすることを含む。)旨を通知により明らかにするとともに、その具体的な方策について例示する。	平成23年度措置	総務省	地上に設置された移送取扱所の配管の空地について、万一の事故時に延焼防止に有効でありかつ消防活動が安全かつ適切に実施できる措置がとられていることについて事業所が検証し市町村長等が適切であると確認した場合には、必要な空地を減ずることができる旨を平成23年12月1日に通知した。また、この際に空地を減ずることができる具体的な方策として、水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効な塀等の工作物を周囲の状況に応じて保安上有効に設置した場合を例示した。		○		

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成24年4月1日時点のものである。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項		
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期								
⑱	PPP/PFI制度の積極的な活用	PFI制度の一層の活用を図る観点から、以下について検討し、結論を得る。 ① SPCの株式の譲渡	平成22年度検討・平成23年度結論	内閣府	SPCの株式の譲渡については、平成22年度に委託調査により関係者からのヒアリング等を実施し、平成23年度は改正PFI法との整合を図りつつ、検討を行っているところ。 第177回通常国会において、公共施設等運営権の導入、公務員の派遣等についての配慮規定等を盛り込んだPFI法改正法が成立し、6月1日に公布された。	平成24年3月27日にPFI基本方針を閣議決定したところであり、今後関係者の意見のヒアリングを踏まえ、ガイドラインの改正等に反映する。	△	○結論の期限の明示なし。	・PFI制度の一層の活用を図る観点から、平成24年3月27日にPFI基本方針を閣議決定したことを受け、できる限り早期にPFI実務を概説するガイドライン等に、SPC株式譲渡制限緩和を反映する。		
		② 公物管理権の民間への部分開放	平成23年度措置							23年6月1日にPFI法改正法が公布された(11月30日施行)。	○
		③ 公務員の民間への出向の円滑化	平成23年度措置								○
⑲	中国人訪日査証の要件等の見直し	国際観光客誘致のため、中国人についての査証の発給要件など、訪日査証の在り方について、検討する。	平成23年度措置	外務省	平成23年9月1日より「中国人訪日観光ビザ」について、さらなる緩和を実施した。今回の緩和で、これまでの発給要件の「一定の職業上の地位及び経済力を有する者」から、「一定の職業上の地位」を除き、「一定の経済力を有する者」とし、滞在期間はこれまでの15日のみであったが、旅行日程に応じて15日もしくは30日とした。当該緩和措置は、平成22年7月から平成23年6月までの施行期間レビューを踏まえて決定したものである。 また、平成23年7月には沖縄を訪問する中国人観光客に対する数次査証の発給が開始された。本件査証は沖縄を訪問する中国人観光客及びその家族を対象に発給され、有効期間は3年間であり、一度の渡航で最大90日間日本に滞在することができる。発給開始から平成23年11月末日までに7203件発給されている。	「中国人訪日観光ビザ」に対する緩和措置はまだ実施からさほど期間が経過していないことから、今後状況を注視しつつ、必要な見直しを行う。 また、沖縄を訪問する中国人観光客に対する数次査証についても、発給開始から一年間の運用状況のレビューを行い、必要な見直しを行っていく。	○				
⑳	国際線の入国時の税関検査の簡素化	入国時の一連の税関検査に関して、申請書提出の有無や旅券提示の有無を含め、諸外国の対応状況を調査した上で、改めて、当該税関検査の合理性について検証し、結果を公表する。	平成23年度措置	財務省	諸外国における旅券、税関申告書の提出の有無や検査体制等についての調査を踏まえ、入国時の一連の税関検査の合理性について検証し、結果を平成24年2月に公表した。		○				

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
4. アジア経済戦略、金融等分野									
4-1. 人材分野									
①	インターナショナル・スクールに関する制度の改善	各種学校の設置認可の弾力的な取扱いを促すよう措置を講じる。	平成23年度措置	文部科学省	外国人学校について、学校経営の安定や我が国に在住する外国人の子どもの適切な就学等を図るため、平成23年9月16日に「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査研究委員会」を設置し、各種学校の設置認可・準学校法人の設立認可等に関する実態と課題等に係る調査を行ったところであり、委員会における検討を踏まえ、インターナショナルスクールの各種学校設置認可の弾力的な取扱いを促進するため、平成23年度中に都道府県に対して通知する等、措置を講じる。	「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査研究委員会」の報告を受け、平成24年3月29日付けで「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立認可の促進について(23文科際第202号)」を発出し、各都道府県において高度外国人材の招聘等のために必要と判断される場合には、①校地・校舎の所有要件の弾力化②運用資産の保有要件の弾力化③外国人学校向けの設置基準の策定等の措置を行うよう促したところ。平成24年度は、当該通知について周知を図っていくこととしている。	○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
②	高度外国人材が両親を帯同させることができる制度の整備	在留資格「家族滞在」の対象にするなど配偶者・子供に加え、高度外国人材本人あるいは配偶者の両親を含め、帯同させることができるようにすることについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省、厚生労働省	(法務省) 高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することについて、平成23年末に関係省庁間で結論を得た。これを踏まえ、法務省告示等を平成24年3月30日付けで制定・公布した(平成24年5月7日施行)。本制度において一定の要件を満たす高度人材又はその配偶者の実親の帯同を認めることとした。 (報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00023.html) (厚生労働省) 高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することについて、当省を含む関係省庁間で結論を得、これを踏まえ、法務省において法務省令及び告示を平成24年3月30日付けで制定・公布したところ。(平成24年5月7日施行予定)この中で一定の要件を満たす高度人材又はその配偶者の実親の帯同及び呼寄せを認めることとされた。 (報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_0002)		○		
③	海外大学新卒者への在留資格認定証明書交付手続の迅速化	海外の大学を卒業する外国人学生についても、卒業見込証明書の提出で、在留資格認定証明書の交付審査を開始し、その他の要件が満たされていれば、卒業証明書の提出をもって在留資格認定証明書を発行することについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省	海外の大学の卒業予定者についても、一定の要件を満たすものについては、学歴要件に係る文書として卒業見込証明書の提出があった場合、在留資格認定証明書交付申請を受理して差し支えないこととし、その旨地方入国管理官署に対して通知した。(平成24年3月28日付法務省入国管理局長通知法務省管第1555号)		○		
④	「パッケージ型インフラの海外展開」に対応した、在留資格「研修」の見直し	パッケージ型インフラの海外展開のために、現地のパートナー企業から人材を受け入れる企業により行われる研修が適正かつ円滑に実施できるよう関係省庁間で協議の上、「非実務研修」の範囲を具体的に例示し、公表する。	平成23年度措置	法務省、厚生労働省	(法務省) 在留資格「研修」により研修生を受け入れようとする企業において行おうとする研修内容が「実務研修」に当たるのか「非実務研修」に当たるのかの判断に資するため、在留資格「研修」の下で行うことができる「非実務研修」の例を公表した。 (報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00053.html) (厚生労働省) 在留資格「研修」により研修生を受け入れようとする企業において行おうとする研修内容が「実務研修」に当たるのか「非実務研修」に当たるのかの判断に資するため、法務省において在留資格「研修」の下で行うことができる「非実務研修」の例を平成24年3月30日付けで公表したところ。 (報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00053.html)		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑤	我が国の介護福祉士の国家資格を取得した外国人が就労可能となる制度の整備	EPAに基づき受け入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえながら、EPAに基づく介護福祉士候補者以外の外国人が、我が国の大学等を卒業する等により、我が国の介護福祉士資格を取得した場合、介護福祉士として我が国で就労できるように在留資格を新たに創設することについてその可否を含め検討する。	逐次検討	法務省、厚生労働省	<p>(法務省) EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、平成23年3月11日の閣議決定(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」)により、平成20年及び平成21年に入国した候補者について、外交的配慮の観点から、特例的に再度の受験機会を得させるものとして、一定の条件の下、滞在期間の延長を1年に限り、認めることが決定されたところである。</p> <p>(厚生労働省) EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、平成23年3月11日の閣議決定(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」)により、平成20年及び平成21年に入国した候補者について、外交的配慮の観点から、特例的に再度の受験機会を得させるものとして、一定の条件の下、滞在期間の延長を1年に限り、認めることが決定されたところ。</p>	<p>(法務省) 介護分野における外国人の受入れについては、EPAで受入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえながら、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の国家資格を取得した外国人の受入れの可否について逐次検討する。</p> <p>(厚生労働省) 介護分野における外国人の受入れについては、EPAで受入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえながら、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の国家資格を取得した外国人の受入れの可否について逐次検討する。</p>	△	実施時期が「逐次検討」となっており、引き続きフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期							
⑥	在留資格「投資・経営」の基準の明確化	2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、当該外国人全員に在留資格「投資・経営」が付与できるような案件を具体的に例示し、公表する。	平成23年度措置	法務省、厚生労働省	(法務省) 2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合において、これら外国人全員に在留資格「投資・経営」が認められる事案の基本的な考え方や該当する事例について、法務省ホームページにおいて公表した。(報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00052.html) (厚生労働省) 2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合において、これら外国人全員に在留資格「投資・経営」が認められるかどうかについて、法務省が中心となって検討し、事案の基本的な考え方や該当する事例について、平成24年3月30日付けで法務省ホームページにおいて公表したところ。(報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00052.html)		○			
⑦	査証の発給要件の見直し等	時代の状況や査証発給実務の実態を踏まえ、発給要件の見直し、一部の査証発給に要する期間の適正化及び相談窓口対応の向上など、査証発給を円滑化することについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	外務省	査証発給体制の強化(査証WANシステムの整備)により、円滑な査証発給に努めている。また、特に訪日観光客数の多い中国においては、例えば、在中国大使館では中国人団体査証の標準処理日数を5日から3日に短縮するなど、申請から査証発給までの期間短縮を実施している。	査証発給体制の強化では、平成22年2月から在タイ大で実施しているアウトソーシングを平成24年4月から在インド大と在サンパウロ総に拡大し、査証発給に係る効率化を行った。	○			
4-2. 物流・運輸分野										
①	リターナブルパレット等の関税免除手続の改善	リターナブルパレット等反復利用される容器について、環境面及び企業のコスト削減に資することから、普及に向け、輸出入時の免税手続についてより簡素化させる。具体的には、全ての種類に対してリターナブルパレットを一欄にまとめて申告する方法、提出書類の簡素化、提出書類の重複を防ぐための税関同士の情報の共有化と連携強化等につき、関連事業者の意見を踏まえ、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省	リターナブルパレット等に係る関税免除手続について、一欄にまとめて申告することを可能とするともに提出書類の簡素化等を図ることとした。本件については、現在、通達等を平成24年6月末までに改正することを念頭に作業を進めている(同年10月1日より適用開始予定)。		△	○通知発出までフォローする必要がある。		
②	認定事業者(AEO)制度の改善	特例輸入者が特例申告を利用する場合の財務上の担保要件の緩和について、適正な租税債権確保の観点も踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省	特例輸入者が特例申告を利用する場合の財務上の担保要件を緩和することとし、平成24年3月31日に「関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)」を改正し、同年4月1日より実施している。		○			
		アメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24時間ルール、10+2ルール等)が、我が国のAEO事業者について緩和されるよう、関係省庁間で適宜連携し、交渉を継続する。	逐次実施	財務省、経済産業省、外務省	(財務省、経済産業省) 我が国のAEO事業者に対するアメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24時間ルール、10+2ルール等)の適用緩和については、日米経済調和对話などの2国間協議の機会を利用して協議を行っている。		△	○引き続き交渉の行方をフォローする必要がある。		
		審査・判定基準及び運用の標準化・統一化・透明化について、税関ごとの対応が異なることにより利用者の利便性が損なわれないよう、より一層周知徹底する。	平成23年度措置	財務省	審査・判定基準及び運用の標準化・統一化・透明化については、平成23年9月に認定事業者管理官会議、同年11月に各税関のAEO担当者を対象に専門研修を開催し、統一的な対応が確保されるよう、周知徹底を実施済み。	実施後の効果及び問題点について注視している。	○			

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
③	営業区域外における通関業務の取扱いの緩和	営業区域外における通関業務を行いやすくするための施策(例えば、輸出通関に係る保税搬入原則の見直し後において、輸出申告後に船積港が変更された場合に、許可を受けている区域内と許可を受けていない区域内の手続について、「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの(通関業法第9条ただし書)」として認める範囲の拡大や、通関業者が新たな区域に進出しようとする場合の手続の更なる簡素化等)につき検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省	輸出通関における保税搬入原則の見直し後の営業区域外における通関業務を行いやすくするための施策として、輸出申告後に船積港が変更された場合に、その後の通関業務について、通関業の許可を受けていない営業区域において行うことができるものとして認める範囲を拡大することとした。本件については、現在、通達を平成24年6月末までに改正することを念頭に作業を進めている(実施日については、システム等の必要な調整を行ったうえで決定する予定)。また、通関業者が新たな区域に進出しようとする場合の手続の簡素化を図るため、他の税関において適正に通関業を営む通関業者から新規許可の申請がなされた場合に営業明細書の提出を省略可能とするよう、平成24年3月31日に「通関業法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第105号)」を改正し、同年4月1日より実施している。		△	○通知発出までフォローする必要がある。	
④	経済連携協定に基づく特定原産地証明制度の利便性の向上	国際競争力を強化するEPA税率の利用を促進するため、以下の点について原産地証明制度を改善する。 ① 現行体制下での事務合理化による原産地証明書発給の迅速化策について、所要の措置を講じる。	平成23年度措置	経済産業省	システム改修や業務フローの改善を実施し、平成23年7月から発給件数の多いタイ、インドネシアを除くアジア諸国向けの証明書発給期間を、1泊2日以内に迅速化した。以後、その他の諸国向けにも順次拡大した結果、12月1日以降は全てのEPA締約国向け証明書の発給期間を1泊2日以内に迅速化した。		○		
		② 原産地証明書システムの利便性の向上を図るため、平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」の運用を進めるとともに、協定・交渉相手国との交渉・調整状況を踏まえて、更なる電子化の方策について検討する。あわせて、同様の利便性の向上を見込むことができる認定輸出者自己証明制度の導入を拡大していく。	平成23年度検討		特定原産地証明書システムの利便性の向上のため、原産地証明制度改革検討会における産業界等との議論も踏まえ、当面は平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」を実施することとし、また、認定輸出者自己証明制度については、同制度を導入した日ペルーEPA、日メキシコ改正EPAが、今春発効されたところであり、今後も導入拡大に向けて努力していく。		△	○検討結果である「原産地証明書情報の電子的提供事業」の実施について、引き続きフォローする必要がある。	
		③ 更新時の登記簿の提出の省略を認めるなど、更新時の手続につき、より負担の少ない方法を検討し、所要の措置を講じる。	平成23年度措置		従前、企業登録の更新時には履歴事項全部証明書の提出が必要だったところ、平成23年9月1日以降は、登録企業の和文社名、代表者、住所に変更がない場合は、現在事項全部証明書(原本)又は有価証券報告書(写し)でも可能とし、負担軽減を実現した。		○		
⑤	45フィートコンテナ運送に係る環境整備	45フィートコンテナ用車両を40フィートコンテナ用車両と同等の通行条件とする緩和措置につき、全国展開に向けて構造改革特別区域における安全面等の検証を開始する。	平成23年度検討開始	国土交通省	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。				
⑥	国際コンテナの国内利用の促進	輸出されるまでの一定期間内における免税コンテナの国内運送についての手続を簡素化する。	平成23年度措置	財務省	免税コンテナを国内運送に使用する場合において、包括的な届出を認める関税局長通達(「関税法基本通達等の一部改正について」(平成23年6月30日財関第746号))を発出し、国内運送についての手続の簡素化を措置済み。(平成23年7月1日実施)		○		
		「橋梁照査要領」の国際貨物限定条件を緩和し、特殊車両通行許可制度の基準を統一する等、国際貨物と同じ手続で国内貨物を運送することについて、違法積載車両の指導取締り強化、車種や経路の限定方法等を含めて検討を行う。	平成23年度検討開始	国土交通省	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。				

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑦	水先制度の改革	指名制トライアル事業の成果をフィードバックし、輪番制に捉われることなく指名制度が円滑に機能するよう、引受事務要綱の改善の順次実施等、市場環境の整備を図る。	逐次実施	国土交通省	指名制トライアル事業の成果を踏まえ、指名制の運用が順次実施された。更なる取り組みとして、引き続き、指名制が円滑に機能するよう、平成23年1月から、水先人とユーザーである船社間での協議が開始された。		△	○本件について国土交通省は「○」を主張。 ○指名制トライアル事業の結果、水先人の競争は一定程度促進されたが、当該事業の終了を踏まえ、水先人の競争を促進する新たな制度を早急に構築することが課題である。 ※指名制トライアル事業の成果をめぐる、交通政策審議会海事分科会において、荷主等から当該事業の効果に関し、不十分との声が多数あったところ。	
		水先人の養成について、質の高い新規参入者(特に3級水先人の増加)を奨励し、優秀な人材の安定的確保を図り、もって市場をより効果的に機能させるよう、OJTの促進等を図る。	逐次実施						
⑧	安全保障貿易管理制度における該非判定の事前相談制度の利便性の向上	該非判定に関して、企業名公表を条件としない、インターネット等による相談及び該非判定についての連絡を可能とするなど、効果的な事前相談の方法について検討し、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。	平成23年度検討・結論・措置	経済産業省	該非判定に伴う一般的な法令解釈に関する相談について、インターネットによる受付等を行えるように、関連通達の改正について、平成23年度中にパブリックコメントを終了し、4月1日に通達(特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(平成6年3月25日・貿易局安全保障貿易管理課)の改正を実施しました。		○		
⑨	法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の簡素化	法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の簡素化を図るため、特定子会社包括許可制度に関し、その要件(子会社の資本要件等)の見直しを含めた利便性の向上について検討し、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。	平成23年度検討・結論・措置	経済産業省	特定子会社包括許可制度については、事業者の利便性向上を図るため、資本要件の緩和等を内容とする関連通達の改正について、平成23年度中にパブリックコメントを終了し、4月1日に通達(「包括許可取扱要領」(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿易局第1号・輸出注意事項17第7号)の改正を実施しました。		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑩	航空交渉の多国間化	早期に首都圏空港を含むオープンスカイを実現し、国際航空ネットワークを拡大するため、東アジア・ASEANの各国を最優先に、戦略的かつ積極的に二国間交渉を推進する。また、こうした交渉を促進する観点から、多国間の枠組みの活用を検討する。	平成23年度以降引き続き実施	国土交通省	国際航空ネットワークを拡大するため、東アジア・ASEAN各国を最優先に交渉を推進し、平成24年4月1日時点で、米国、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、ベトナム、マカオ、インドネシア、カナダ、オーストラリア、ブルネイ、台湾、英国、ニュージーランド、スリランカの計15カ国・地域との間でオープンスカイに合意済みであり、戦略的に首都圏空港を含むオープンスカイを推進している。	東アジア・ASEAN各国を中心に戦略的に首都圏空港を含むオープンスカイを推進してきたところであり、今後、アジアの国・地域以外にもオープンスカイの対象を拡大して取り組むとともに、オープンスカイを促進する観点から、多国間の枠組みが有効と認められる場合には、その活用を検討していく。	△	○引き続きオープンスカイ推進のための交渉の行方をフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑪	空港運営の在り方の見直し	国が管理する空港(大阪国際空港を除く)について、航空系・非航空系の経営一体化と民営化等の具体的方策について、検討し早期に結論を得る。	平成23年度早期に結論	国土交通省	平成23年7月29日に「空港運営のあり方に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、公共施設等運営権による民間への運営委託を主たる手法としつつ、民間の知恵と能力を活用する等により空港経営改革を推進することが示された。 この提言を踏まえ、公共施設等運営権制度を活用して国管理空港等の運営の民間委託を可能とするための所要の措置を定める法案(「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」)を平成24年の通常国会に提出した。(平成24年3月6日)		△	○本件について国土交通省は「○」を主張。 ○法律施行までフォローする必要がある。	
		成田国際空港株式会社について、平成22年5月に取りまとめられた国土交通省成長戦略における「これまで完全民営化の方向性が議論されてきた、成田国際空港株式会社の経営の在り方については、今後、首都圏空港における容量拡充の推移、全国の空港経営の在り方に関する議論も踏まえ、成田空港のアジアにおけるハブ空港としての地位確立に向けて、民営化戦略、手順が検討されるべきである」との方針を踏まえ、今後、所要の検討を行う。	平成23年度検討開始。できる限り早期に結論	検討に当たって踏まえるべき点とされている、首都圏空港の容量拡充に係る取り組みや、全国の空港経営のあり方に関する議論に関して、成田空港の容量拡充(年間23.5万回→年間25万回)、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案の国会提出、新関西国際空港株式会社の設立等が行われたところであり、これらの状況を見極めつつ、手順等について検討を進めているところ。	首都圏空港の容量拡充、特に成田国際空港の30万回の実現に向けた具体的な取り組みや、空港運営のあり方検討会において示されたコンセッションについての制度の詳細、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案の国会の審議状況、関空・伊丹の経営統合及び統合後の新関西国際空港株式会社におけるコンセッション契約の議論の状況等を踏まえて、できる限り早期に結論を得る。	△	○引き続き成田国際空港株式会社の完全民営化に向けた検討の動きについてフォローする必要がある。		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑫	空港発着枠の配分への市場メカニズムの導入	国土交通省成長戦略における「羽田の発着枠の配分については、市場メカニズムの導入可能性を調査することを通じて、航空会社の事業展開の自由度を高めつつ、真に必要なネットワークの維持や競争環境の確保を通じた利用者利便の向上といった公共的価値も併せて実現できる手法について検討を行い、平成23年度中に新たな手法を確立した上で、平成25年度に予定されている増枠分の配分を行う」との方針を踏まえ、市場メカニズムの導入可能性について、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	発着枠配分への市場メカニズムの導入可能性については、学識者の協力を得ながら海外の事例等の調査を行うとともに、航空会社等の意見も聴取し、その課題・実現可能性等について検討を進めてきた結果、更なる検討が必要。今後、平成25年度に予定されている増枠分の配分の検討に向け、有識者等の幅広い意見も踏まえた上で、できるだけ早い時期に結論を得る。	平成23年度までに、学識者の協力を得て、これまでの配分方法とその課題について整理を行った上で、海外の参考事例の分析等を行うとともに、オークションモデルの設計等を通じて課題・論点を整理した。その結果、市場メカニズムとしてオークション制度を導入する場合、 ・スロットの財産権的な位置づけ、入札収入の用途の整理 ・従来は対価の支払いを求めていなかったため、航空会社のコスト増要因となる可能性 ・各航空会社が何通りもの希望する発着枠の組み合わせを準備しなければならないこと等、 入札実施のために多大な作業と時間が必要等の課題が明らかになったところ。	△	○閣議決定では、羽田空港の発着枠の配分についての市場メカニズム導入を通じた新たな手法の確立を平成23年度中に結論を出すこととなっていたところ、いまだ結論が出ていない状況にある。	・羽田空港の発着枠の配分について、オークションモデルの設計等、市場メカニズムの導入を通じた新たな手法をできる限り早期に確立した上、配分を行う。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑬	ビジネスジェットの利用促進に資する規制の見直し	小型ビジネスジェット機によるチャーター事業に係る参入基準及び運航・整備基準につき、国際民間航空条約附属書に定められた国際標準への適合を前提とし、米国の基準を参考とした包括的基準を導入することを検討し結論を得る。また、包括的基準の導入の検討と並行して、関係者からの要望等を踏まえ、「機長に要求される資格」「耐空性の確認」等の個別の項目について、順次、小型機のオンデマンドチャーターを対象とした基準の導入を検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	我が国の小型ジェット機を用いた航空運送事業(チャーター事業)の技術規制を見直し、国際標準への適合を前提とし、輸送の安全を確保した上で、米国の技術基準を参考とした包括的な基準を導入することとした。 また、個別の要望項目についても、関係者との調整等を踏まえ、対応について結論を得た。		△	○引き続き、基準の導入をフォローする必要がある。	
		我が国へのビジネスジェットの乗り入れ促進に向け、申請手続の簡素化等の利用者負担の軽減策につき、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論		外国の国籍を有する航空機の指定外空港における離発着に係る許可の申請期限については、原則、運航の3日前とされているところ、ビジネスジェットの乗り入れ促進のため、商用上緊急やむを得ない事由がある場合には、特別に申請期限を24時間前とするとし、必要な制度の見直しを平成24年夏までに行うこととした。				
⑭	CIQの合理化	複数府省にまたがる人の移動に伴うCIQ業務(動植物検疫を除く)に関し、少数の職員により対応が可能な場合において、運航前の事前調整や到着時の手続の迅速化など機動性・効率性を高めるための方策について、関係府省が合同で検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省、財務省、厚生労働省	(法務省、財務省、厚生労働省) CIQの各職員が常駐している空港(成田国際空港、羽田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、仙台空港、広島空港、福岡空港及び那覇空港)におけるビジネスジェットの運航前のCIQ官署との調整については、国土交通省に対する有償運送の許可申請と並行して、運航者又はそのハンドリング会社がCIQ官署に連絡することで差し支えないこととする。 また、CIQ手続をワンストップで行うことができるビジネスジェット専用施設の設置を空港管理会社等が検討する場合には、ビジネスジェット搭乗旅客の円滑なCIQ手続のため、関係省庁合同で協力する。		△	○フライトスケジュールの事前届出の締切について、短縮化(3日前まで)を検討したとのことだが、引き続き、当該事項の公表までフォローする必要がある。	
⑮	米国、欧州等先進国との航空機材、乗員資格等に関する相互承認の推進	米国との間で、平成21年4月に締結した航空機材以外の分野(乗員資格、整備施設、シミュレーター等)においても、相互承認の協議を推進する。また、欧州等その他の先進国とも協議を推進する。	平成23年度以降継続実施	国土交通省	米国との間では、平成21年4月に耐空性分野について締結した航空安全協定(BASA)を整備施設、乗員資格、シミュレーター等の分野にも拡大すべく、あらゆる機会を利用してBASA拡大の早期締結に向けた働きかけを行うとともに、BASA拡大に必要な相手国の制度が自国の制度と同等であることを確認するためのプロセスを着実に進めているところ。 欧州との間では、平成23年7月に開催された日EU運輸ハイレベル協議においてBASAの締結に向けた事前協議を開始することに合意したことを受け、平成24年1月に第1回事前協議を開催したところ。 カナダとの間では、平成11年10月に耐空性分野についてBASAを締結しているところであるが、平成24年3月に開催された日加首脳会談において、両国航空当局間における航空安全促進のための相互協力の強化のための議論を開始する旨が合意されたことを受け、整備施設、乗員資格等の分野へのBASA拡大に向けた協議の開始について調整を行っているところ。		△	○引き続き相互承認の協議の行方をフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑬	沿海航行区域の拡大	限定近海区域のうち、沿海区域に近い部分のみを航行する船舶の構造・設備要件を設定する。	平成23年度措置	国土交通省	限定近海区域のうち、沿海区域に近い部分のみを航行する船舶の構造・設備要件を設定した。(平成24年1月)		○		
		安全性を確保しつつ、沿海区域の部分的な拡大を検討し結論を得る。	平成23年度検討開始、平成24年度結論		関係者の要望を踏まえ、2海域について安全性の調査を行った。(平成24年3月)	・関係者の要望のうち残る海域について、引き続き安全性の調査を行い、部分的な拡大の是非について検討し結論を得る。	△	○引き続き沿海区域の部分的な拡大に向けた検討の行方をフォローする必要がある。	
		沿海資格船から限定近海船への変更に容易にするための基準の見直しを行う。	平成24年度措置		沿海資格船から限定近海船への変更に容易にするために見直すべき基準の項目について検討を行い、2項目を抽出した。(平成23年6月)	抽出した項目について、沿海区域の部分的な拡大是非検討と併せた一体的な検討を行い、効果的な基準の見直しを行う。	△	○引き続き沿海資格船から限定近海船への変更に容易にするための基準の見直しに向けた検討の行方をフォローする必要がある。	
⑭	海上交通安全法航路における制限速力の見直し	海上交通安全法航路における速力の制限区間及び制限速力の見直しにつき、技術的な検討及び所要の調整を実施し、結論を得る。	平成23年度早期に検討開始。結論を得次第措置	国土交通省	本件については、平成23年度より、船舶の操縦性能、航走波による小型船への影響、海上交通安全法適用海域における海難発生状況等に係る情報の収集や分析を行っているところであり、今後も継続して情報収集及び分析を行うとともに、航走波に関する実験を実施する予定である。なお、当該見直しの実現には海域利用者全体の理解を得る等、関係者間での調整を行うことが必要となる。		△	○海上交通安全法航路における制限速力の見直しについては、検討はされているものの、いつ結論が出るか分からない状況。	・海上交通安全法航路における速力の制限区間及び制限速力につき、技術的な検討を踏まえ、できる限り早期に結論を得る。あわせて必要な制度見直しも行う。
⑮	内航旅客船の船舶検査制度の見直し、簡素化	内航旅客船の船体計画保全検査制度について、船舶の安全性への影響等を考慮しつつ、検査項目の簡素化及び承認基準の緩和について検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	内燃機関及びプロペラが2組以上設置されていない旅客船であっても、計画保全検査制度を利用できるよう、平成24年3月6日付け「船舶検査の方法の一部改正について」により地方運輸局及び関係団体に通知した。		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑬	空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進	成田空港については最短で平成26年度中に30万回、羽田空港については最短で平成25年度中に44.7万回へ年間発着容量を拡大するため、着実に取組を行う。なお、首都圏空港については、上記取組により、向こう10年間は需要を上回る供給が可能となるが見込まれるが、今後、インバウンド旅客の増加等により需要が更に継続的に増加する場合を見据え、更なる容量拡大、機能強化について、あらゆる角度から可能な限りの方策を総合的に検討する。	平成23年度以降継続検討	国土交通省	成田空港については、平成23年10月に導入した同時平行離着陸方式による管制の高度化等により、空港の年間発着容量を22万回から23万5千回に増枠した。羽田空港については、最短で平成25年度中に44万7千回へ年間発着容量を拡大するために必要となる、国際線旅客ターミナル拡張のための事業契約の変更やエプロン等の整備などを着実に推進しているところ。	成田空港については、平成23年度中に25万回、平成24年度中に27万回、最短で平成26年度中に30万回への年間発着容量拡大に向けて、同時平行離着陸方式の更なる効率的な運用に必要な装置及び誘導路の新設、エプロンの拡充等の施設整備を実施するとともに、容量拡大を背景にオープンスカイを進め、国際線ネットワークを一層強化するとともに、国内フィーダー路線の拡充、LCCやビジネスジェットに対応強化等により、アジアのハブ空港としての地位を確立する。羽田空港については、左記取組による年間発着容量の拡大に際し、昼間時間帯の国際線について、3万回を基本として増枠を行い、現在のアジア近距離ビジネス路線のみならず、欧米や長距離アジアも含む高需要・ビジネス路線を展開する予定である。上記取組により、首都圏空港については、向こう10年間は需要を上回る供給が可能となるが見込まれるが、今後、インバウンド旅客の増加等により需要が更に継続的に増加する場合を見据え、更なる容量拡大、機能強化について、あらゆる角度から可能な限りの方策を総合的に検討する。	△	○引き続き首都圏空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進の行方をフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要						
4-3. 金融分野								
①	社債市場の活性化及び国際化の推進 (社債以外の債務に付与されるコベナンツ情報の開示)	日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資家保護の観点から、必要な情報の開示が適切に行われるよう検討する。	平成23年度検討、平成24年度結論	金融庁	現在議論が行われている日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論の結果を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資家保護の観点から検討、平成25年3月までに結論を得る予定。		△	○検討の行方をフォローする必要がある。
②	社債市場の活性化及び国際化の推進 (社債管理者の設置)	平成23年6月を目的に取りまとめを行うとされている日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、社債管理の在り方について検討を行う。	平成23年度検討・結論	金融庁、法務省	(金融庁、法務省) 日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」において引き続き議論中。 (同懇談会における取りまとめの目的が、平成24年3月から平成24年6月に延長された。)		△	○検討の行方をフォローする必要がある。
③	デリバティブ取引規制の運用 (清算機関(CCP)・取引情報蓄積機関制度の細目の検討)	国内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商品債務引受業の認可に際しては、金融商品取引法に定める認可審査基準に基づき、担保が、リスク管理や利用者利便の観点から適切な水準となるよう対応を行う。 取引情報蓄積機関制度の細目については、関係法令の施行(平成24年11月が期限)までに、利用者の負担等も考慮して内閣府令において定める。	平成24年度措置	金融庁	国内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商品債務引受業の認可実績はないものの、今後仮に当該認可申請があった場合には、金融商品取引法に定める認可審査基準に基づき、担保が、リスク管理や利用者利便の観点から適切な水準となるよう対応を行う。 取引情報蓄積機関制度の細目については、利用者の負担等も考慮しつつ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成22年5月12日成立、5月20日公布、2年半以内施行)に係る内閣府令の検討を行っており、平成24年11月までに結論を得て施行する予定。		△	○検討の行方をフォローする必要がある。
④	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化については、会計基準のコンバージェンスの状況等を踏まえ、投資情報の有用性が損なわれないように留意しつつ、検討する。	平成24年検討開始	金融庁	単体財務諸表開示の簡素化については、企業会計審議会で議論されているIFRS適用の検討項目として、平成24年から、検討開始予定。		△	○検討の行方をフォローする必要がある。
⑤	有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告の免除	有価証券報告書を提出している銀行について、会社法の規定にのっとり、決算公告を免除することを検討の上、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁	有価証券報告書を提出している銀行の決算公告を免除する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布、11月24日施行。		○	
⑥	政策金融機関等の私的整理時における債権放棄の制度構築	株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)による再生支援計画では、政府系金融機関や独立行政法人に一部債権放棄への協力義務を設けている。一方、機構による支援決定可能期間は限られている。このため、機構の支援決定可能期間後の私的整理支援を継続していく観点から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法において設けられている事業再生ADR制度に、機構による再生支援における協力義務と同様の効果が確保できるよう、有効な方策を検討していくこととする。 その際、まずは機構とも連携しながら、現在の制度上の課題と実態の把握を行う。 今年度前半には実態把握を終え、所要の手当てを行う。	平成23年度検討開始	経済産業省	株式会社企業再生支援機構とも連携しながら、私的整理の専門家の協会である事業再生実務家協会の協力を得て、現在の制度上の課題と実態の把握を行った。 この調査により、ADRに関わる可能性のある7政府系金融機関のうち2機関を除き、債権放棄に関する規定があるとの結果を得た。この結果を踏まえ、残る2機関(医療福祉機構、信用保証協会)に対して、企業再生支援機構の再生支援計画でなくとも私的整理が行われる場合には、債権放棄に協力できるか確認を行い、ニーズが判明した場合に対応できるよう検討を開始した。 (※事業再生ADR制度が開始されて4年経つが、医療機関ないし、中小零細企業のADR実績はこれまでのところ皆無。) 更に、4月に当該金融機関と調整をし、信用保証協会については事業再生ADRIによる求償権の放棄が可能となった。	私的整理制度に対する政府系金融機関の対応状況の調査を行った。 今後、仮に債権放棄に協力できないことが障害となる事例ないし、ニーズが判明した場合には、当該政府系金融機関の所管省庁とも連携して対応を行う。 信用保証協会については、事業再生ADRIによる求償権の放棄が可能となった。 医療福祉機構については、引き続き調整を行っていく。	△	○医療福祉機構の求償権の放棄についてフォローする必要がある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑦	協調リースの集団投資スキーム持分の適用除外要件の明確化	協調リースについて、実態を踏まえ集団投資スキーム持分の適用除外要件への該当性を検討し、それを明確にする。	平成23年度調査・検討・結論	金融庁	協調リースについて、集団投資スキーム持分の適用除外要件への該当性を明確にするための「金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)」の一部改正を実施。(平成24年3月27日。同日適用)		○		
⑧	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	イスラム金融取引に該当する受与信取引等のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下「銀行業務」という。)と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)の銀行本体における取扱いについて必要な調査を行う。	平成23年度調査	金融庁	諸外国におけるイスラム金融に関する法規制等についての調査を委託するため、平成23年12月に研究員の募集を行い、採用したところ。今後、当該調査の結果等を踏まえ検討を行う。		△	○調査結果をフォローする必要がある。	・イスラム金融取引に該当する受与信取引等のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下「銀行業務」という。)と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)の銀行本体における取扱いについて必要な調査を行い、できる限り早期に調査結果を公表する。
⑨	銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限の緩和)	リース子会社における収入制限規制は、リース子会社の子会社を含むリース会社集団全体で判断すれば足り、リース子会社から発生する中古物品の売買・保守点検を専門に行う子会社については、当該リース子会社の一部門と同視できる場合は、単体での収入制限規制の適用を除外することも含め、リース会社集団内において、効率的に事業が行えるよう規制の見直しを検討する。	平成23年度検討・結論	金融庁	リース子会社のリース業務で生じた物品の取扱いに限り、中古物品売買や保守点検のみを行う会社を当該リース子会社の子会社として保有することを認めることとし、平成24年度中に関係告示の改正を行う。		△	○関係告示の改正についてフォローする必要がある。	
⑩	企業グループの組織再編に資する規制の見直し(1)保険契約の包括移転に係る規制についての検討	保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、保険契約の移転単位、移転手続等について、保険契約者等の保護の観点も踏まえつつ、検討を行う。	平成23年度検討	金融庁	保険契約の移転に係る認可制は維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置(異議申立要件の引き下げや情報提供の充実等)を講じた上で、移転単位規制を撤廃することを盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律」が平成24年3月30日成立、3月31日公布。公布後1年以内に施行予定。		○		
⑪	企業グループの組織再編に資する規制の見直し(2)保険募集人等の委託の在り方の見直し	保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、復代理等も含めた保険募集人等の委託の在り方について、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護を確保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う。	平成23年度検討	金融庁	同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再委託者とする場合には、保険募集の再委託を認めることを盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律」が平成24年3月30日成立、3月31日公布。公布後1年以内に施行予定。		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期							
⑫	貿易保険関連分野(取引信用保険)における民間事業者の事業機会拡大(再保険の引受け)	平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止(国以外の主体に移管)」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」)を踏まえつつ、貿易保険制度の在り方を見直す。なお、取引信用保険の民間事業者の事業機会の拡大については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、日系海外子会社の第三国向け輸出について、日系損害保険会社の現地子会社などからの再保険引受けを通じて、独立行政法人日本貿易保険が貿易保険を引き受ける新たな取組を今般前倒しで導入したところであり(平成22年措置済み)、引き続きその積極的運用を図っていく。	平成23年度より措置	経済産業省	日系損害保険会社の現地子会社などからの再保険引受けについては、平成23年10月、タイ洪水対策の一環として、現地日系企業のタイ国内外向け販売代金回収リスクを広く対象とするなど一層積極的に運用を行っています。なお、貿易保険制度の在り方については、平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止」等)を踏まえ、関連法案の提出に向けた検討を行っています。	日系損害保険会社の現地子会社などからの再保険引受けについては、平成23年10月、タイ洪水対策の一環として、現地日系企業のタイ国内外向け販売代金回収リスクを広く対象とするなど一層積極的に運用を行っています。	△	○(貿易保険制度の在り方の見直し部分※について)引き続き検討の行方をフォローする必要がある。	※平成25年通常国会に法案提出予定。	
⑬	投資法人における「減資」制度の導入	欠損補てんのための出資総額の減少(減資)制度導入の可否につき、平成25年度までに行う投資信託・投資法人法制の見直しの検討及び制度整備の実施において、投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置付け、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せて総合的な検討を行う。	平成25年度結論	金融庁	平成25年度までに行う投資信託・投資法人法制の制度整備に向け、平成24年3月7日、金融審議会に設置した「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において、本格的に検討を開始。本項目についても同ワーキング・グループにおいて検討が行われる予定。		△	○検討の行方をフォローする必要がある。		
4-4. IT分野										
①	道路占用手続における引込線の取扱いの明確化	各戸に引き込むための電線の取扱いについては、道路占用許可申請を別途要しない旨、取扱いを統一するよう、改めて各道路管理者へ周知・徹底する。	平成23年度中措置	国土交通省	各戸に引き込むための電線の取扱いについては、道路占用許可申請を別途要しない旨、取扱いを統一するよう、平成23年12月21日付けで改めて各道路管理者あて周知を行った。		○			
②	河川占用申請書・港湾占用申請書の申請様式の統一化、電子化	河川占用申請に関しては、申請フォーマットの簡素化方向での河川管理者間の統一及び標準処理期間の1か月程度への短縮につき、検討を開始し、結論を得た上で、国土交通省から各河川管理者に対して、周知・徹底する。	平成23年度検討・結論・措置	国土交通省	「河川土地占用許可申請の運用について」(平成24年3月29日付け 国土交通省水管理・国土保全局水政課河川利用企画調整官事務連絡)にて、各地方整備局河川部長等、各都道府県河川管理担当部長、関係指定都市河川管理担当部長に対し、当該事務の取扱いについては発出済である。		○			
		港湾区域等の占用許可申請に関しては、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏まえ、港湾管理者に対し申請の統一化に向けた検討を促す文書を発出する。	平成23年度検討・結論・措置		「港湾法第37条第1項の占用許可等に係る事務処理について」(平成23年5月6日付 国港総第67号)にて、港湾管理者に対して申請の統一化に向けた検討を促す文書を発出済である。		○			
		国土交通省直轄管理施設(道路・河川)の各種申請に関しては、ワンストップサービスで許可申請が可能となるよう申請書類の標準化及び提出窓口の集約化等について、検討し結論を得る。	平成23年度中検討・結論		国土交通省直轄管理施設(道路・河川)への物件の設置に際し、道路占用許可及び河川敷地等占用許可の双方が必要な場合につき、両申請書の添付書類の標準化を行うとともに、一定の場合における提出窓口の集約化を行うこととした。		○			

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
③	国立公園の景観対策に関する許可基準の周知・徹底	国立公園の景観対策に関する許可基準に関して、当該基準を順守するよう、周知・徹底を図る。	平成23年度早期措置	環境省	平成23年4月26日、通知を发出し周知。		○		
④	河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等	占用許可条件として付している占用許可標識の明示すべき事項から、占用期間を削除すべく、各地方整備局に周知・徹底を図る。また占用施設の形態に応じて表示方法を変更できるよう、各地方整備局に周知・徹底を図る。	平成23年度早期措置	国土交通省	【河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等】 河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等を図るため、各地方整備局河川部長等、各都道府県河川管理担当部長、関係指定都市河川管理担当部長に対し、「河川敷地占用許可に付す許可条件の運用について」(平成23年6月24日付け国土交通省河川局水政課長通知)を发出した。		○		
⑤	公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し	公益事業者の共架申請様式の統一化・簡素化、申請手続の簡素化及び電柱強度の考え方等について、実態の調査・把握に努め、その結果を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しについて検討する。	平成23年度検討・結論	総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、設備保有者は、現行ガイドラインの規定に基づき、一層の手続の簡素化・効率化に向け、電子化や個別契約の書面廃止等に取り組んでいること、また、設備保有者に対し電気通信事業者の使用を前提とした電柱強度を定めることは、過度の負担を強いることとなるおそれがあることから、現行ガイドラインの下、引き続き現状を注視することが適当であるとの結論を得た。 また、総務省では、ガイドラインの見直しの要否を検討するため、電柱・管路等の貸与実績に関し、設備保有者及び電気通信事業者を対象とする実態調査を実施しており、引き続き実態の把握に努めているところ。 なお、設備保有者においては、申請手続の一層の利便性向上を図るため、電子申請システムの改修を行う等の取組を実施している。		○		
⑥	光ファイバーケーブルの部分開放ルール整備(引込区間の開放)	NTT東西が電柱から顧客(ビル等)の間に敷設する引込線と他事業者の設備を電柱上の接続箱等で接続する場合など、新たな接続形態による接続要望について、具体的な要望内容、技術的な可能性及びNTT東西に対する経済的負担の程度を踏まえた上で、光ファイバーケーブルの部分開放(アンバンドリング)に関するルールの明確化を図る。	平成23年度検討・結論	総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、光ファイバの部分開放に係る技術的可能性、法的位置づけの整理、実現に当たり必要となるコストの特定等が必要となるため、まずは事業者間協議において具体的な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当であるとの結論を得た。	左記答申に従い、光ファイバの部分開放に係る技術的可能性、法的位置づけの整理、実現に当たり必要となるコストの特定等、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理するため、事業者間協議が行われている。事業者間協議における当該課題の整理を受けて、総務省においてルールの整備を行う予定。	△	○引き続きフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑦	有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化	行政手続の簡素化の観点から、事業者の要望等を踏まえつつ、申請業務の簡素化を実現すべく、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	有線電気通信法上の電気通信設備の設置届出について、その手続の在り方について検討を行った。その結果、①有線電気通信法上の事前届出は、当該設備の安全・信頼性等を事前に確保する観点の手続であり、また、②工事の2週間前という期限は、有線電気通信法第7条の改善措置等の命令を行う必要があるかどうかを総務省が審査するのに最小限足りる期間として設定されているものであり、当該事前届出は必要最小限の規律として規定されているもので、本件については当面現状の手続を維持することが適当であるとの結論を得た。他方で当該設置届出については、申請業務の簡素化の要望が寄せられていることから、提出先である各総合通信局等を通じて実態の把握に努めつつ、手続の必要性や内容の妥当性等について、今後継続的に検討を行っていくこととした。また、電子申請への対応については、利用件数が少なかったことに鑑み、平成22年3月末の総務省全体の電子申請・届出システムの廃止時に受付を停止したところであるため、ひとまず現状では、状況を注視することが適当であるとの結論を得た。		△	○引き続きフォローする必要がある。	
⑧	有線電気通信法における卸供給事業者の扱いの改善について	有線電気通信法第3条第4項第4号に基づき、有線電気通信法施行規則第6条第5号においては、電気設備の技術基準を定める省令第50条の規定により設置する有線電気通信設備について、有線電気通信法第3条の総務大臣への有線電気通信設備の届出を不要としているところ。電気設備の技術基準を定める省令第50条第1項の適用対象設備に係る解釈の明確化を図る。	平成23年度早期措置	経済産業省	「電気設備の技術基準を定める省令の解釈」について、省令第50条第1項の適用対象設備に係る解釈の明確化を図るための改正を実施し、電気設備(発電設備等の容量等)に応じた解釈の適用条項、通信設備に求められる要件等を明確にした。(平成23年7月1日公布、10月1日適用)		○		
⑨	電気通信分野におけるユニバーサルサービスの考え方の基本的転換	総務省における「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」の検討・結論を踏まえ、早期の制度措置を図る。	平成23年度措置	総務省	「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」答申(平成22年12月14日情報通信審議会答申)を踏まえ、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)等の一部を改正し、加入電話に相当する光IP電話を基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)の対象に追加した(平成23年総務省令第42号。同年4月27日施行。)		○		
⑩	IP電話の品質基準の見直し	将来のIP網の普及を前提とした品質基準の在り方について、我が国独自のものではなく、国際的に整合性の取れたものとするべく、実際のユーザ体感品質(QoE)に係る国際標準化機関における標準化活動に積極的に参画し、検討を進める。	平成23年度検討・国際標準化の結果を踏まえて結論	総務省	我が国としては国際標準化機関における標準化活動に参画しているところであるが、未だ国際標準化の結果が得られていない状況。引き続き国際標準化機関における標準化活動に参画していく予定。		△	○総務省において、平成24年4月25日に情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会通信品質検討アドホックグループの第1回が開催されたところ。引き続きフォローする必要がある。	
⑪	固定電話における番号提供条件(番号区画)の見直し	将来のIP網の普及を前提とした番号の在り方について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、可能な限り早期に、NTT東西の利用者が番号を持ち運べる地域を、現在の収容局単位の運用から、例えば番号区画単位まで拡げることなどが適当であるとの結論を得た。		○		
⑫	無線IP電話への電話番号付与の実現	無線IP電話への電話番号の付与条件について、周知・徹底を図る。	平成23年度早期措置	総務省	平成23年12月に無線IP電話への電話番号の付与条件を総務省HPにて公開した。		○		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑬	携帯電話の番号要件に係るNTT東西との直接接続条件の見直し	ネットワークの品質や信頼性の確保が技術的に担保可能であることを確認の上で、NTT東西への直接接続だけでなく、他の電気通信事業者の網を介しての網間信号接続が可能となるよう措置する。	平成23年度検討・結論・措置	総務省	平成23年5月に情報通信審議会に「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」について諮問し、平成24年3月の答申において、NTT東西の第一種指定電気通信設備との直接接続要件の見直しを行うことが適当であるとの結論を得た。 平成24年3月に情報通信行政・郵政行政審議会に「電気通信番号規則の一部改正」について諮問し、同年5月中に答申を得る予定。		△	○総務省情報通信行政・郵政行政審議会の答申をフォローする必要がある。	
⑭	無線局免許状の管理・保管の負担軽減	無線局免許状を電子化して交付する等、免許状の管理・保管の負担を軽減するための方策について検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	無線設備(送信装置)の設置場所ごとに交付する免許状について、多数の免許状を保有する免許人の管理・保管の負担軽減を図る観点から、携帯電話用基地局等については複数の免許状を1の免許状で交付を可能とする結論を得たところであり、電波法関係法令(省令等)の整備を平成24年度中に行う予定。		△	○省令改正をフォローする必要がある。	
⑮	無線局の設置場所についての記載方法の簡素化	無線局の開局・変更申請などにおいて、原則、無線局の住所に物件名までの記載が不要である旨について、周知・徹底する。	平成23年度早期措置	総務省	各地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所に対して申請時等にビル名までの記載は不要である旨、免許人に周知するよう通知(平成23年12月20日)。		○		
⑯	無線局の開局目的の簡素化	申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監督管理の観点から、無線局の目的区分の大きくくり化に関して、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	無線局の開局目的を135区分から9区分にすることとして、平成24年3月30日に意見募集を行ったところであり、平成24年度中に電波法関係法令(省令、告示等)の整備を行う予定。		△	○省令改正をフォローする必要がある。	
⑰	携帯電話エリア整備事業(伝送路)における各種申請手続の簡素化	申請者(地方自治体及び携帯電話事業者)及び総務省側の業務量削減の観点から、必要最低限の申請書類で済むよう、提出書類の簡素化について、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	提出書類について精査を行い、実績報告時の提出書類のうち、①専用サービス申込書、②専用サービス承諾書、③専用サービス開通のご連絡、の3種類の書類提出を不要にし、必要最低限の提出書類で済むようにした。		○		
⑱	携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備	携帯事業者等の間におけるネットワークシェアリングに向けた事業者間協議が円滑に実施できるように、事業者の要望等を踏まえ、課題解決に向けて更なる取組を検討する。	平成23年度検討・結論	総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、過去の答申においてローミングの例示的な形態を整理して明示することが事業者の予見可能性を高める観点からも必要とされたことを踏まえ、当事者が合意している場合にはローミングは許容されるべきであるものの、一般的にローミングを義務づけることは適当ではない旨の整理を維持すべきとの結論を得た。一方、同答申において、緊急通報ローミングについては、その早期の実現に向けて検討を行う場を早急に設けることが適当である旨結論を得た。	緊急通報ローミングに関する技術的な課題とその解決方策を整理した上で、緊急通報ローミングを実現する際の仕組みのモデル等に係る検討のため、平成24年3月に電気通信事業者による協議の場を設置した。	△	○引き続きフォローしていく必要がある。	
⑲	電波の医療機器への影響に関するガイドラインにおける携帯電話分類の明確化	ガイドライン(各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針)の記載について、第二世代携帯電話サービス終了時に合わせて見直しを行う。	平成23年度検討・結論	総務省	第三世代携帯電話による植込み型医療機器(心臓ペースメーカー及び除細動器)への電磁干渉試験の結果等を踏まえ、第二世代携帯電話サービス終了時(平成24年7月)に、携帯電話と植込み型医療機器の装着部位との距離をより短くする方向で、ガイドラインの見直しを行うこととし、現在、その記載内容について検討を行っているところ。		△	○ガイドラインの見直しをフォローする必要がある。	

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
20	航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化	航空機の無線機器の信頼度は日々向上しており、総合試験(飛行試験)により信頼性管理が十分に可能であることを考慮し、また、事業者負担の軽減の観点から、当該部品を機体から取り外す必要のある「電気的特性の点検」の検査に関して、更なる簡素化の措置(定期検査内容の緩和、定期点検の延長措置等)について、実態の把握に努め検討、結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。				
21	船級協会が交付する条約証書の裏書業務の追加	無線設備に係る関係法制度の整備を踏まえ、貨物船安全無線証書は、国土交通省が裏書するだけでなく、船級協会でも裏書できるようにする。	平成23年度以降できる限り早期に措置	国土交通省	貨物船安全無線証書を船級協会でも裏書できるようにすべく、船舶安全法を改正する法律案を平成24年2月21日に第180回国会(常会)に提出した。		△	○本件について国土交通省は「○」を主張。 ○法律施行までフォローする必要がある。	
22	学術用途における権利制限の在り方の検討	科学振興や技術研究等に資するため、著作物の活用に向けて、学術用途の定義について検討を行った上で、権利制限の対象とすべきか否かについて検討を実施する。	平成23年度検討・結論	文部科学省	学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究において、 ①我が国の学術用途における著作物の利用形態 ②諸外国の学術用途における著作物の利用形態 ③学術用途の定義 ④学術用途における権利制限の在り方 等に 係る調査、研究を実施。 これを踏まえ、学術用途の定義や必要とされる「学術用途における権利制限の在り方」について、基本的な方向性を得るための検討を行った。	国内外の著作物の利用形態を踏まえて学術用途を定義し、その権利制限の在り方等について検討を行い、課題等について一定の整理を行った。今年度は当該整理を踏まえて調査研究を進め、一定の結論を得ることを目指す。	△	○単に委託調査の結果が出ただけであり、文化庁としての結論は出ておらず、閣議決定に対する同庁の取組には疑問。またIT活用時の著作権全体の話はIT戦略本部が担当していることから、IT戦略本部とも連携を図りたい。	学術用途における著作物の活用に向けて、権利制限の対象外とすべく検討し得る限り早期に結論を得る。
23	自動車関連情報のIT化	自動車の事故情報及び初年度からの自動車検査登録情報等について、個人情報の保護に留意しながら、ITを活用した一元管理・公開の可能性を、警察庁と国土交通省の両省が協議の上、連携して検討を行う。	平成23年度検討・結論	警察庁、国土交通省	(警察庁、国土交通省) 警察庁と国土交通省において協議を行った結果、対応困難であるとの結論を得た。 (理由) 現在、国土交通省においては自動車検査登録情報を、警察庁においては交通事故統計の作成及び分析に必要な交通事故情報を保有しているが、個々の車両ごとの過去の交通事故情報については、両省庁それぞれの行政事務の遂行に必要ではなく、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律による保有の制限の範囲を超えることにもなることから、両省庁とも保有していない。このため、これらの情報を集約・一元管理し、公開することについては、自動車の諸情報を集約・管理することの是非を含め個人情報保護の観点から多様な個人情報が含まれることへの国民的な理解の必要性等について慎重な検討が必要であるとともに、情報の取得や管理等に係る技術的課題が多く、対応は困難である。		◇	○本件について警察庁、国土交通省とも「○」を主張。	

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期							
24	ITの活用による都市開発のワンストップ化	ITの活用により、国土交通省に係る都市開発に関する行政手続のワンストップ化について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	地方自治体における電子申請の導入状況等の調査を行ったところ、導入事例はほとんどなく、その理由として、対面協議の必要性、個人情報の保護、導入コスト等の課題があり、これらの既存の制度、手続にそのままITをあてはめようすると高コスト、非効率になるとの意見があった。また、本規制改革の要望元へのヒアリングを行ったところ、手続のワンストップ化による手続の簡素化等への要望が示されたところ。 以上のようなことから、まずは手続の簡素化、ワンストップ化を通じた利便性の向上について検討すべきであり、現時点で本手続についてオンライン化を進めるべきと判断する状況にはないとの結論を得た。 なお、都市開発等に係る各種手続のワンストップ化については、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」(平成23年法律第105号)による民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続のワンストップ化等の措置を講じたところ。		○			
4-5. 住宅・土地分野										
①	老朽化建築物等の建替えに資する建築規制の緩和	容積率の既存不適格物件となっている老朽建築物の建替え方策の検討に向けて、大都市圏内の既存不適格物件について、実態把握のための調査を行う。	平成23年度措置	国土交通省	大都市圏の特定行政庁と連携し、建替え方策の検討に向けて容積率の既存不適格建築物の実態把握のための調査を実施し、結果(「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)における「老朽化建築物等の建替えに資する建築規制の緩和」への対応について)を公表した。(平成24年3月)		○			
②	借地借家法における正当事由制度に関する情報提供	賃貸人による解約申入れ又は更新拒絶による借家契約の終了をめぐる民事上の紛争の適切な解決に資するため、正当事由が問題となった裁判例の整理・分析等を行い、その結果をホームページで公表する等の情報提供を行う。	平成23年度可能な限り速やかに措置	法務省	法務省において、正当事由が問題となった裁判例の収集・分析等を行い、3月22日に有識者による座談会を実施した。座談会における議論の結果については、所要の整理を行った後、6月中を目途に公表する予定である。		△	○ホームページ公表までフォローする必要がある。		
③	民間事業者による開発に併せた公共施設整備等の促進のためのインセンティブ拡充	民間事業者が開発事業に併せて行う公園、地下コース、歩道橋等の整備や既存道路の拡幅への協力等の公共貢献に見合った容積率の割増し、日影・斜線制限の緩和等の誘導策に係る諸制度について、更なる活用を図るため、その運用実態やニーズを調査・検証した上で、地方公共団体に対して周知を徹底するとともに、それらの誘導策の具体的な事例を収集し、情報提供を充実させる。	平成23年度措置	国土交通省	民間事業者が行う公共・公益施設の整備を評価し容積率等を緩和する地域地区等の運用実態やニーズの調査結果を踏まえ、「容積率特例制度の活用状況について」として地方公共団体に対し情報提供を行った。(平成24年3月)		○			
④	都市開発事業を対象とした道路空間への建築制限の緩和	街区の面積が比較的小さい中心市街地等で複数街区をまとめて一定規模の敷地として開発することが求められる場合などに、既存の一般道路の通行機能を残しつつ、一般道路、細街路等の道路上空を活用し、道路空間と建築物の立体的利用による大街区化の都市開発事業を可能とする方策について検討を行い、所要の措置を講じる。	平成23年度検討・可能な限り速やかに措置	国土交通省	都市再生特別措置法を改正(平成23年4月27日法律第24号)し、特定都市再生緊急整備地域内において、都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域(重複利用区域)を都市計画に定めることにより、既存の一般道路の上空を活用し、道路空間と建築物の一体的利用を行うことができることとした。 また、同改正法の施行にあわせ道路法施行令を改正し、重複利用区域内の道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場を道路占用許可対象物件に追加した。		○			
⑤	老朽再開発ビルの再々開発事業に向けた環境整備	過去に市街地再開発事業等により施行された地区の実態を把握するための調査を行い、調査結果を公表する。	平成23年度調査開始、可能な限り速やかに措置	国土交通省	地方公共団体等に対し、再開発ビル完成後の状況把握に関するアンケート調査を実施し、結果(過去に市街地再開発事業等により施行された地区へのアンケート調査の結果について)を公表した。(平成24年3月)		○			

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
⑥	特例容積率適用地区の拡大	特例容積率適用地区制度は土地の有効利用を図る上で効果的な制度であるが、現在、全国で1地区しか指定されていない。このため、本制度の積極的な活用に向け、制度の活用が想定される地区等の実態やニーズを調査・検証し、その結果を踏まえ、地方公共団体に技術的助言を行う。	平成23年度措置	国土交通省	民間事業者及び地方公共団体へのヒアリング等を踏まえ、「特例容積率適用地区の運用について(技術的助言)」を发出した。(平成24年3月)		○		
⑦	構造計算適合性判定の対象範囲の見直し	3階建て以下の小規模建築物を構造計算適合性判定の対象範囲から除外することなどについて、国土交通省に設置された「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会」における検討結果を踏まえ、制度の見直しを検討し、結論を得る。	平成23年度検討開始、可能な限り速やかに結論	国土交通省	応力を伝えない構造方法で接合された小規模建築物、膜構造建築物及び混構造建築物において、簡便な構造計算により安全性の確認が可能であるものについて、構造計算適合性判定の対象外とする告示改正(※)を行ったところ(平成23年5月1日施行)。 ※建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件(平成23年国土交通省告示第428号)、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する件(平成23年国土交通省告示第430号)		○		
⑧	自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和	当面の対応として、自動車整備工場の立地状況や市街地環境への影響、事業者等の要望等に係る実態調査を行い、その結果を踏まえ、必要な規模の自動車整備工場の立地を容易にする方向で検討し、所要の措置を講じる。	平成23年度中検討・結論・措置	国土交通省	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。 ※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。				
		また、「建築法体系勉強会」における建築法体系全体の見直しの検討結果を踏まえた次期建築基準法改正過程において、上記と同様の方向で、本面積制限の在り方も含め検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討開始、次期法改正時まで結論						
⑨	建築物の仮使用承認手続及び完了検査制度の見直し	賃貸用オフィスビルなどで、未入居部分に本来必要のない暫定的な内装仕上げを施して完了検査を受けるという無駄を余儀なくされるとの指摘も踏まえ、消防設備や避難経路等については全て工事が完了し、安全上、防火上及び避難上支障がないことが合理的に判断できる場合であって、テナント未入居部分のみが、壁や床などの内装工事を残し工事完了している場合に係る仮使用承認手続の迅速化などについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。				
⑩	環境に配慮した鉱業法制の見直し	鉱業出願については、申請後数年経過しても申請中のまま処理されていない場合がある。このため、鉱業の特性に鑑み、関係者との調整、事業上の必要性等により、やむを得ないと考えられる場合を除き、鉱業権の設定許可については、原則として標準処理期間内に処理が行われるよう運用する。	平成23年度措置	経済産業省	改正鉱業法(平成23年法律第84号)が施行(平成24年1月21日)されることに伴い、当省の標準処理期間に関する規程の見直しを行っており、同日付けで改正した。「規制・制度改革に係る方針」における決定内容については、同日付けで定める通達において運用方針を規定した。		○		
		鉱業権の設定に係る出願がなされ、標準処理期間を経過した後、なお、処理が行われていない場合であって、当該出願に係る区域内で大規模な都市開発事業など他の事業の実施に伴ってやむを得ず付随的に当該出願に係る鉱物の採掘を行う必要が生じた場合において、出願の状況、当該他の事業の状況、開示の必要性・妥当性、開示が出願人の競争上の地位等に与える影響等を総合的に考慮して、特に必要かつ適切と認められる場合には、当該他の事業を実施しようとする者に対し出願人名を開示するとともに、出願人に対し当該他の事業を実施しようとする者の情報を提供するよう運用を行う。	平成23年度措置						

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期							
4-6. その他分野										
①	食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化	厚生労働省は国際汎用添加物45品目の内、いまだ食品健康影響評価の依頼を行っていない9品目の食品添加物について、早急に評価依頼資料を取りまとめ、食品安全委員会に正式に評価依頼を行う。食品安全委員会はこれを正式に受理し、審議を速やかに開始する。	平成23年4月中措置	内閣府、厚生労働省	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。					
		食品安全委員会は以下(1)、(2)の要件を満たす食品添加物の食品健康影響評価を行うに際しては、客観的かつ中立公正な評価による食品の安全性の確保を前提として、「JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物(国際汎用香料を除く。）」については、最新の科学的知見も調査した上で、原則としてJECFA及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価(評価書評価)を行う。」という「添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)」に記載する考え方を徹底する。 (1)国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの (2)欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの	平成23年度中措置	内閣府	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。					
		食品安全委員会に正式な評価依頼をするために必要となる資料について、早期に食品安全委員会の評価プロセスに移行するためのより具体的なガイダンスを策定する。	平成23年度中措置	内閣府、厚生労働省	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。					
		食品安全委員会事務局と厚生労働省の連携を強化するための具体策を策定する。	平成23年度中措置	内閣府、厚生労働省	※関連事項を各府省と合意の上、規制・制度改革委員会報告書(復旧・復興/日本再生)(平成24年6月29日)に掲載。今後閣議決定予定。					

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項												
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期																		
5. 消費者分野																					
①	マンション投資への悪質な勧誘に対する規制強化	マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得る。	省令・通達で対応可能な措置は平成23年度前半に検討・結論・措置。法的措置については平成23年度中に検討・結論	国土交通省、消費者庁	<p>(消費者庁、国土交通省)</p> <p>「規制・制度改革に係る方針」等を踏まえ、契約締結前の行為規制に係る部分については、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)を平成23年8月31日付けで改正(平成23年10月1日施行)し、宅地建物取引業者等の勧誘行為について以下のとおり禁止行為を明確化した。</p> <p>①勧誘に先だって宅地建物取引業者の商号又は名称、勧誘を行う者の氏名、勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うことを禁止</p> <p>②相手方が契約を締結しない旨の意思(勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、勧誘を継続することを禁止</p> <p>③迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘を禁止</p> <p>また、平成23年9月16日付けで、関係機関に対して、当該施行規則の具体的な運用に当たって留意すべき事項等として、「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令」の運用について」を通知した。</p> <p>このほか、平成23年9月以降、宅地建物取引業者向けに当該施行規則の改正に係る説明会を開催したほか、平成23年10月20日付け地方消費生活相談員向けの広報誌に本改正の概要を掲載し、周知を行った。</p> <p>なお、消費生活センター等に寄せられたマンション勧誘に関する相談件数については、平成23年10～12月は811件寄せられているが前年度と比較すると43.5%減少しており、平成24年1月以降についても大幅な減少が見込まれる。</p> <p>契約締結後の消費者保護規定に係る部分については、規制仕分けの指摘を踏まえ、</p> <p>① 規制仕分けの際に事例を指摘した参考人所属団体への直接の確認</p> <p>② PIO- NETの事例の調査を行った。</p> <p>その結果、宅地建物取引におけるキャッチセールスに係る事例を確認することができなかったため、現時点において、法的措置は必要ないものと判断した。</p> <p>【実施による効果】</p> <p>消費生活センター等に寄せられたマンション勧誘に関する相談件数(PIO- NET登録件数(平成22年度、平成23年度ともに3月31日までに登録されたもの))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4～9月</th> <th>10～12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,880 件</td> <td>1,436 件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2,620 件</td> <td>811 件</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>▲9.0%</td> <td>▲43.5%</td> </tr> </tbody> </table>		4～9月	10～12月	平成22年度	2,880 件	1,436 件	平成23年度	2,620 件	811 件	対前年度比	▲9.0%	▲43.5%		○		
	4～9月	10～12月																			
平成22年度	2,880 件	1,436 件																			
平成23年度	2,620 件	811 件																			
対前年度比	▲9.0%	▲43.5%																			

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期						
②	貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取に対する規制強化	貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取から消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じる。	平成23年度中 できる限り早期に措置	消費者 庁、経済 産業省、 警察庁	(消費者庁) 平成23年6月に、消費者事故等が疑われる事案に係る事業者24社に対して、消費者安全法第14条第1項に基づき、業務や取引の内容等に関する資料の提供を要求したところ、不実告知を誘引する可能性のあるマニュアルの記述、消費者への交付書面における「キャンセル不可」の記述等がいくつかの事業者に認められた。このため、平成23年9月7日に、これらに対する留意点を公表し、貴金属等の訪問買取を行う事業者に対し適切な対応を促している。 (警察庁) 警察庁においては、平成23年6月、悪質な訪問買取業者に対する厳正な対応と被害者となりやすい高齢者等への広報啓発について都道府県警察に対し指示を行った。また、各都道府県警察では、古物商の許可を取得して訪問買取を行っている業者に対し、各種機会を利用して、法令遵守の徹底を指導している。		○		
		その一方で、貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取から消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中 に検討・結論	(消費者庁、経済産業省) 学者、弁護士、消費者団体、関係省庁で構成される「貴金属等の訪問買取に関する研究会」を平成23年7月から開催し、貴金属等の訪問買取に関するトラブルの実態を把握・分析するとともに、当該トラブル解決のための規制のあり方について検討した結果として、同年12月9日に「貴金属等の訪問買取に関する研究会中間取りまとめ」を公表。特定商取引法の改正によって、勧誘方法の適正化等についての法的措置を講じることとし、平成24年3月2日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定・国会提出。		○			